

# 松江市地域防災計画

---

## 各種災害対策編

〔新旧対照表〕

令和 年 月

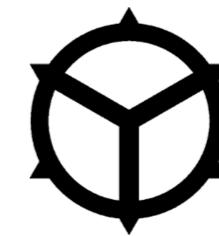
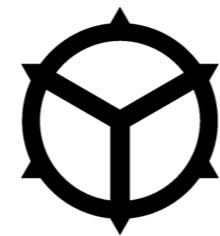
注) 次頁以降、左側に「修正前計画」を、右側に「修正後計画」を記載しています。  
※ 目次のページ番号は新旧対照表と一致しません。

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧

新

備考

**松江市地域防災計画****松江市地域防災計画****各種災害対策編****各種災害対策編**令和 **7**年 **2**月

松江市防災会議

令和 年 月

松江市防災会議

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
松江市地域防災計画（各種災害対策編） 目次	松江市地域防災計画（各種災害対策編） 目次	
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	
第1節 計画の概要..... 1 計画の目的 2 計画の構成 3 計画の性格等	第1節 計画の概要..... 1 計画の目的 2 計画の構成 3 計画の性格等	
第2節 計画の方針..... 1 各種災害対策における基本的な課題 2 計画の目標	第2節 計画の方針..... 1 各種災害対策における基本的な課題 2 計画の目標	
第3節 被害想定..... 1 想定する災害 2 想定災害の種別	第3節 被害想定..... 1 想定する災害 2 想定災害の種別	
第4節 危機管理連絡会議..... 1 基本方針 2 危機管理連絡会議 3 所管課の対応 4 報道機関への対応	第4節 危機管理連絡会議..... 1 基本方針 2 危機管理連絡会議 3 所管課の対応 4 報道機関への対応	
第5節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱..... 1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務	第5節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱..... 1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務	
<b>第2章 流出油事故災害対策計画</b>	<b>第2章 流出油事故災害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 1 油防除実施体制の充実強化 2 被害回復対策等の充実強化 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	第1節 災害予防..... 1 油防除実施体制の充実強化 2 被害回復対策等の充実強化 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	
第2節 災害応急対策..... 1 災害応急活動体制の確立 2 災害情報の収集・伝達 3 流出油に対する応急対策	第2節 災害応急対策..... 1 災害応急活動体制の確立 2 災害情報の収集・伝達 3 流出油に対する応急対策	
第3節 災害復旧..... 1 被害回復活動の推進体制の確立 2 被災事業者、住民等の復旧支援 3 被災公共施設等の復旧 4 事後の監視等の実施	第3節 災害復旧..... 1 被害回復活動の推進体制の確立 2 被災事業者、住民等の復旧支援 3 被災公共施設等の復旧 4 事後の監視等の実施	
<b>第3章 海難・水難事故災害対策計画</b>	<b>第3章 海難・水難事故災害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 1 海難・水難防止の推進 2 災害情報の収集・伝達体制の整備 3 災害応急活動体制の整備 4 資機材の整備 5 防災訓練	第1節 災害予防..... 1 海難・水難防止の推進 2 災害情報の収集・伝達体制の整備 3 災害応急活動体制の整備 4 資機材の整備 5 防災訓練	
第2節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達	第2節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
2 災害応急活動体制の確立 3 海難・水難救助等及び消火活動 4 海上交通の確保 5 災害広報等	2 災害応急活動体制の確立 3 海難・水難救助等及び消火活動 4 海上交通の確保 5 災害広報等	
<b>第4章 航空災害対策計画</b>	<b>第4章 航空災害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 31 1 災害情報の収集・伝達体制の整備 2 災害応急活動体制の整備 3 広域応援協力体制の整備 4 資機材の整備 5 防災訓練	第1節 災害予防..... 31 1 災害情報の収集・伝達体制の整備 2 災害応急活動体制の整備 3 広域応援協力体制の整備 4 資機材の整備 5 防災訓練	
第2節 災害応急対策..... 33 1 災害情報等の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動 4 交通規制の実施 5 災害広報等	第2節 災害応急対策..... 33 1 災害情報等の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動 4 交通規制の実施 5 災害広報等	
<b>第5章 道路災害対策計画</b>	<b>第5章 道路災害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 37 1 道路の安全確保 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	第1節 災害予防..... 37 1 道路の安全確保 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	
第2節 災害応急対策..... 39 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助、医療救護及び消火活動 4 交通規制の実施 5 緊急輸送手段の確保 6 危険物等流出に対する応急対策 7 災害広報等	第2節 災害応急対策..... 39 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助、医療救護及び消火活動 4 交通規制の実施 5 緊急輸送手段の確保 6 危険物等流出に対する応急対策 7 災害広報等	
第3節 災害復旧..... 41 1 復旧事業 2 緊急点検	第3節 災害復旧..... 41 1 復旧事業 2 緊急点検	
<b>第6章 危険物等災害対策計画</b>	<b>第6章 危険物等災害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 43 1 危険物等関係施設の安全性の確保 2 災害情報の収集・伝達体制の整備 3 災害応急活動体制の整備 4 資機材の整備 5 防災知識の普及・啓発	第1節 災害予防..... 43 1 危険物等関係施設の安全性の確保 2 災害情報の収集・伝達体制の整備 3 災害応急活動体制の整備 4 資機材の整備 5 防災知識の普及・啓発	
第2節 災害応急対策..... 46 1 危険物等関係施設における応急措置 2 災害情報の収集・伝達 3 災害応急活動体制の確立 4 危険物等の漏洩・拡大防止活動 5 救急・救助、医療救護及び消火活動 6 災害広報等	第2節 災害応急対策..... 46 1 危険物等関係施設における応急措置 2 災害情報の収集・伝達 3 災害応急活動体制の確立 4 危険物等の漏洩・拡大防止活動 5 救急・救助、医療救護及び消火活動 6 災害広報等	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考		
第3節 災害復旧..... 1 復旧事業 2 緊急点検	49	第3節 災害復旧..... 1 復旧事業 2 緊急点検	49	
<b>第7章 大規模火災対策計画</b>		<b>第7章 大規模火災対策計画</b>		
第1節 大規模火災の履歴.....	51	第1節 大規模火災の履歴.....	51	
第2節 災害予防..... 1 大規模火災に強いまちづくり 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	52	第2節 災害予防..... 1 大規模火災に強いまちづくり 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	52	
第3節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助及び医療救護活動 4 消火活動 5 交通規制の実施 6 緊急輸送手段の確保 7 避難受け入れ活動 8 災害広報等	55	第3節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助及び医療救護活動 4 消火活動 5 交通規制の実施 6 緊急輸送手段の確保 7 避難受け入れ活動 8 災害広報等	55	
第4節 災害復旧・復興.....	58	第4節 災害復旧・復興.....	58	
<b>第8章 林野火災対策計画</b>		<b>第8章 林野火災対策計画</b>		
第1節 災害予防..... 1 林野火災に強い地域づくり 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	59	第1節 災害予防..... 1 林野火災に強い地域づくり 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	59	
第2節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助及び医療救護活動 4 消火活動 5 交通規制の実施 6 緊急輸送手段の確保 7 避難受け入れ活動 8 災害広報等 9 二次災害の防止活動等	62	第2節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助及び医療救護活動 4 消火活動 5 交通規制の実施 6 緊急輸送手段の確保 7 避難受け入れ活動 8 災害広報等 9 二次災害の防止活動等	62	
第3節 災害復旧.....	65	第3節 災害復旧.....	65	
<b>第9章 鉄道災害対策計画</b>		<b>第9章 鉄道災害対策計画</b>		
第1節 災害予防..... 1 鉄道交通の安全確保 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災訓練の実施	67	第1節 災害予防..... 1 鉄道交通の安全確保 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災訓練の実施	67	
第2節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助、医療救護及び消火活動 4 交通規制の実施 5 災害広報等	69	第2節 災害応急対策..... 1 災害情報の収集・伝達 2 災害応急活動体制の確立 3 救急・救助、医療救護及び消火活動 4 交通規制の実施 5 災害広報等	69	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
第3節 災害復旧..... 72	第3節 災害復旧..... 72	
<b>第10章 雪害対策計画</b>	<b>第10章 雪害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 73	第1節 災害予防..... 73	
1 冬季対策の充実強化 2 雪害に強いまちづくり 3 災害応急・復旧体制の整備 4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	1 冬季対策の充実強化 2 雪害に強いまちづくり 3 災害応急・復旧体制の整備 4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	
第2節 災害応急対策..... 78	第2節 災害応急対策..... 78	
1 災害発生直前の対策 2 災害情報の収集・伝達 3 災害応急活動体制の確立 4 除雪の実施と雪崩災害の防止活動 5 救急・救助、医療救護活動 6 交通確保・緊急輸送活動 7 避難受け入れ活動 8 災害広報等	1 災害発生直前の対策 2 災害情報の収集・伝達 3 災害応急活動体制の確立 4 除雪の実施と雪崩災害の防止活動 5 救急・救助、医療救護活動 6 交通確保・緊急輸送活動 7 避難受け入れ活動 8 災害広報等	
第3節 災害復旧・復興..... 82	第3節 災害復旧・復興..... 82	
1 被災施設の復旧等 2 被災者の生活再建等の支援	1 被災施設の復旧等 2 被災者の生活再建等の支援	
<b>第11章 ライフライン災害対策計画</b>	<b>第11章 ライフライン災害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 83	第1節 災害予防..... 83	
1 関係施設の安全性の確保 2 災害情報の収集・伝達体制の整備 3 災害応急活動体制の整備 4 資機材の整備 5 防災知識の普及・啓発	1 関係施設の安全性の確保 2 災害情報の収集・伝達体制の整備 3 災害応急活動体制の整備 4 資機材の整備 5 防災知識の普及・啓発	
第2節 災害応急対策..... 90	第2節 災害応急対策..... 90	
1 災害情報の収集・伝達 2 応急活動体制の確立 3 応急活動の実施（仮復旧も含む） 4 災害広報等	1 災害情報の収集・伝達 2 応急活動体制の確立 3 応急活動の実施（仮復旧も含む） 4 災害広報等	
第3節 災害復旧..... 96	第3節 災害復旧..... 96	
1 復旧事業 2 再発防止	1 復旧事業 2 再発防止	
<b>第12章 湿水災害対策計画</b>	<b>第12章 湿水災害対策計画</b>	
第1節 災害予防..... 97	第1節 災害予防..... 97	
1 湿水被害の発生状況 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発	1 湿水被害の発生状況 2 災害応急・復旧体制の整備 3 防災知識の普及・啓発	
第2節 災害応急対策..... 101	第2節 災害応急対策..... 101	
1 湿水が懸念される時点での対策 2 湿水発生後の対策	1 湿水が懸念される時点での対策 2 湿水発生後の対策	
第3節 災害復旧..... 102	第3節 災害復旧..... 102	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

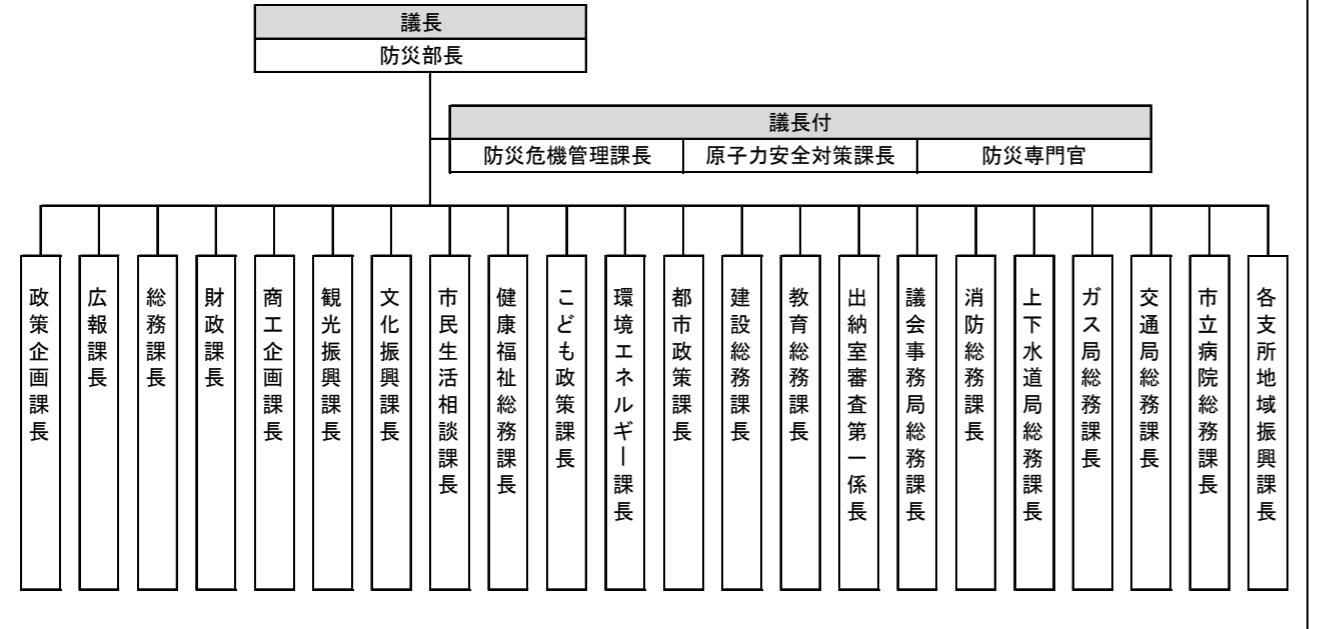
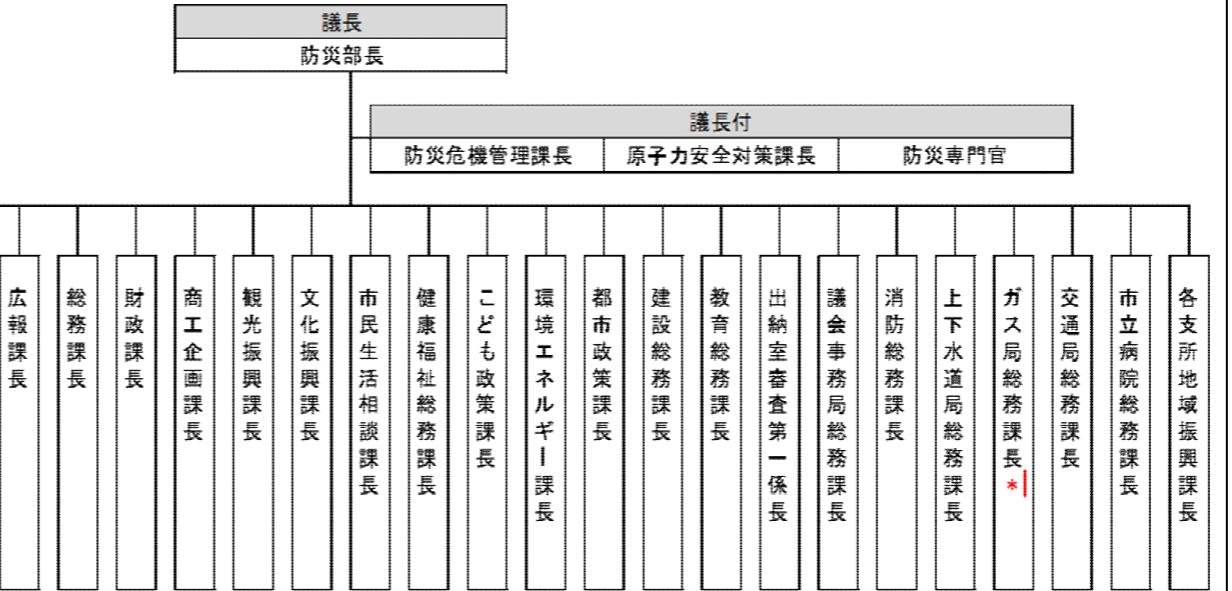
旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第1章</b></p> <p style="text-align: center;">■ 総 則</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章</b></p> <p style="text-align: center;">■ 総 則</p>	

旧	新	備考
<p><b>第1節 計画の概要</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>2 計画の性格等</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第1節 計画の概要</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 計画の性格等</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>(6) SDGsとの関連</b></p> <p>SDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された国際社会における2030年までの開発目標である。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の目標で構成されている。本計画に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、国際課題であるSDGs(持続可能な開発目標)のゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にも貢献する。</p>	項目の追加
<p><b>第2節 計画の方針</b></p> <p><b>1 各種災害対策における基本的な課題</b></p> <p>近年における社会構造の変化には著しいものがあり、都市化、情報化、高齢化、国際化等の進展に伴い、災害の発生要因及びその態様はますます複雑なものになっている。これらの災害に備え、災害に強い都市を実現するため、次に挙げる4つの課題に着目し、対策の強化を図る必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 情報収集伝達体制の整備・強化</b></p> <p>多種多様な災害に迅速かつ的確に対応するためには、施設の状況や災害の原因となった物質の把握等、災害発生初期における情報を可能な限り早期に収集する必要がある。このため、<u>平常時</u>から、災害発生時を踏まえた防災関係機関や施設管理者等との情報収集伝達体制を整備し、本計画に反映しておく必要がある。</p> <p>また、近年の情報収集手段の発達に伴い、災害発生時にはインターネットによる情報検索や、県総合防災情報システム及び衛星画像等による広範囲な災害状況の把握等が有効であることから、これらを利用、活用するための環境整備を推進していく必要がある。</p> <p><b>(3) 要配慮者対策の推進</b></p> <p>本市における老人人口(65歳以上人口)の割合は、令和2年国勢調査において29.7%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。</p> <p>また、国際文化観光都市である本市は、コロナ禍前においては、年間観光入込客数が1,000万人を超える、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約<u>1,900</u>人の外国人住民が居住しており、観光客対策に加え、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人と、避難生活や生活再建情報を必要とする本市居住の外国人のそれぞれのニーズの違いを踏まえた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備を図る必要がある。</p> <p>こうした高齢者、観光客及び外国人のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者<sup>*1</sup>のうち避難行動要支援者<sup>*2</sup>に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織</p>	<p><b>第2節 計画の方針</b></p> <p><b>1 各種災害対策における基本的な課題</b></p> <p>近年における社会構造の変化には著しいものがあり、都市化、情報化、高齢化、国際化等の進展に伴い、災害の発生要因及びその態様はますます複雑なものになっている。これらの災害に備え、災害に強い都市を実現するため、次に挙げる4つの課題に着目し、対策の強化を図る必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p><b>(2) 情報収集伝達体制の整備・強化</b></p> <p>多種多様な災害に迅速かつ的確に対応するためには、施設の状況や災害の原因となった物質の把握等、災害発生初期における情報を可能な限り早期に収集する必要がある。このため、<u>平常時</u>から、災害発生時を踏まえた防災関係機関や施設管理者等との情報収集伝達体制を整備し、本計画に反映しておく必要がある。</p> <p>また、近年の情報収集手段の発達に伴い、災害発生時にはインターネットによる情報検索や、県総合防災情報システム及び衛星画像等による広範囲な災害状況の把握等が有効であることから、これらを利用、活用するための環境整備を推進していく必要がある。</p> <p><b>(3) 要配慮者対策の推進</b></p> <p>本市における老人人口(65歳以上人口)の割合は、令和2年国勢調査において29.7%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。</p> <p>また、国際文化観光都市である本市は、コロナ禍前においては、年間観光入込客数が1,000万人を超える、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約<u>2,000</u>人の外国人住民が居住しており、観光客対策に加え、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人と、避難生活や生活再建情報を必要とする本市居住の外国人のそれぞれのニーズの違いを踏まえた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備を図る必要がある。</p> <p>こうした高齢者、観光客及び外国人のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者<sup>*1</sup>のうち避難行動要支援者<sup>*2</sup>に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織</p>	防災基本計画の修正を反映 時点修正

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<p>等の避難支援等関係者<sup>*3</sup>による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。</p> <p>*1 要配慮者：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊娠婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。</p> <p>*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。</p> <p>*3 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>等の避難支援等関係者<sup>*3</sup>による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。</p> <p>*1 要配慮者：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊娠婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。</p> <p>*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。</p> <p>*3 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。</p> <p>(4) (略)</p>	
<p><b>2 計画の目標</b></p> <p>地域防災力の向上に当たっては、上記の基本的な課題や本市における防災環境等を踏まえ、本市の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。</p> <p>本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の3項目を定める。</p> <p><b>ア 地区の安全を守る人・組織づくり（市民参加による防災意識、行動力の向上）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会・自治会単位での自主防災組織、要配慮者支援会議の結成促進</li> <li>未加入世帯の自主防災組織への加入促進</li> <li>事業所の職員に対する地区別防災訓練への参加促進</li> <li>市職員に対する職域ごとの研修会の実施</li> <li>島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と連携した地域住民等への防災教育の推進</li> </ul> <p>イ～ウ（略）</p>	<p><b>2 計画の目標</b></p> <p>地域防災力の向上に当たっては、上記の基本的な課題や本市における防災環境等を踏まえ、本市の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。</p> <p>本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の3項目を定める。</p> <p><b>ア 地区の安全を守る人・組織づくり（市民参加による防災意識、行動力の向上）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会・自治会単位での自主防災組織、要配慮者支援組織の結成促進</li> <li>未加入世帯の自主防災組織への加入促進</li> <li>事業所の職員に対する地区別防災訓練への参加促進</li> <li>市職員に対する職域ごとの研修会の実施</li> <li>島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と連携した地域住民等への防災教育の推進</li> </ul> <p>イ～ウ（略）</p>	記載の適正化
<p><b>第3節 被害想定</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 想定災害の種別</b></p> <p>本計画において想定する災害の種別は次のとおり。</p> <p>なお、本計画に想定されていない災害態様については、類似する災害に関する規定を準用する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 林野火災対策計画 ..... 第8章</p> <p>強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な林野火災が発生し、他の都道府県、消防機関、自衛隊等へ空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を出す等の対応が必要となる程度の災害を想定する。</p>	<p><b>第3節 被害想定</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 想定災害の種別</b></p> <p>本計画において想定する災害の種別は次のとおり。</p> <p>なお、本計画に想定されていない災害態様については、類似する災害に関する規定を準用する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 林野火災対策計画 ..... 第8章</p> <p>強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な林野火災が発生し、他の都道府県、消防機関、自衛隊等へ空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示を出す等の対応が必要となる程度の災害を想定する。</p>	記載の適正化

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
(8) ~ (11) (略)	(8) ~ (11) (略)	
<b>第4節 危機管理連絡会議</b>	<b>第4節 危機管理連絡会議</b>	
1 (略)	1 (略)	
<b>2 危機管理連絡会議</b> ..... 【防災危機管理課ほか関係各課】	<b>2 危機管理連絡会議</b> ..... 【防災危機管理課ほか関係各課】	
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)	
<b>(4) 組織</b> 危機管理連絡会議の組織は次のとおりとする。なお、発生した事故の内容等により必要な体制をとるものとする。この場合において、防災部長は必要な関係課長の出席を求める。	<b>(4) 組織</b> 危機管理連絡会議の組織は次のとおりとする。なお、発生した事故の内容等により必要な体制をとるものとする。この場合において、防災部長は必要な関係課長の出席を求める。	
図：危機管理連絡会議の組織	図：危機管理連絡会議の組織	
		
(5) (略)	(5) (略)	ガス局に関する記載を追加
3 ~ 4 (略)	3 ~ 4 (略)	
<b>第5節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱</b>	<b>第5節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱</b>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考																										
<p><b>1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱</b></p> <p>本市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおり。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき防災事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国管区警察局</td><td>           1 管区内各警察の指導、調整に関すること            2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること            3 関係機関との協力に関すること            4 情報の収集及び連絡に関すること            5 警察通信の運用に関すること            6 津波警報等の伝達に関すること         </td></tr> <tr> <td>中国四国防衛局</td><td>           1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること            2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整            3 災害時における米軍部隊との連絡調整         </td></tr> <tr> <td>中国財務局</td><td>           1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付            2 金融機関による金融上の措置に係る要請            3 国有財産の無償貸付等            4 被災施設の復旧事業費の査定の立会         </td></tr> <tr> <td>中国四国厚生局</td><td>独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）</td></tr> <tr> <td>近畿中国森林管理局</td><td>           1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除            2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理            3 災害対策に必要な木材の供給         </td></tr> <tr> <td>中国四国農政局</td><td>           1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること            2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること            3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること            4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること            5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること            6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること            7 主要食糧の供給に関すること         </td></tr> </tbody> </table> <p><b>1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱</b></p> <p>本市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおり。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき防災事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国管区警察局</td><td>           1 管区内各警察の指導、調整に関すること            2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること            3 関係機関との協力に関すること            4 情報の収集及び連絡に関すること            5 警察通信の運用に関すること            6 津波警報等の伝達に関すること         </td></tr> <tr> <td>中国四国防衛局</td><td>           1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること            2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整            3 災害時における米軍部隊との連絡調整         </td></tr> <tr> <td>中国財務局</td><td>           1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付            2 金融機関による金融上の措置に係る要請            3 国有財産の無償貸付等            4 被災施設の復旧事業費の査定の立会         </td></tr> <tr> <td>中国四国厚生局</td><td>独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）</td></tr> <tr> <td>近畿中国森林管理局</td><td>           1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除            2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理            3 災害対策に必要な木材の供給         </td></tr> <tr> <td>中国四国農政局</td><td>           1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること            2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること            3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること            4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること            5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること            6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること            7 主要食糧の供給に関すること         </td></tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱	中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること	中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整	中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会	中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）	近畿中国森林管理局	1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給	中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること 7 主要食糧の供給に関すること	機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱	中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること	中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整	中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会	中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）	近畿中国森林管理局	1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給	中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること 7 主要食糧の供給に関すること
機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱																											
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること																											
中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整																											
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会																											
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）																											
近畿中国森林管理局	1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給																											
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること 7 主要食糧の供給に関すること																											
機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱																											
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること																											
中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整																											
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会																											
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）																											
近畿中国森林管理局	1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給																											
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること 7 主要食糧の供給に関すること																											

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

	旧	新	備考
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置	
中国四国産業保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の情報収集及び伝達 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 3 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導	1 所掌事務に係る災害情報の情報収集及び伝達 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 3 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導	
中国運輸局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援	
大阪航空局	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整	
第八管区海上保安本部	1 海難救助 2 海洋の汚染の防止 3 海上における治安の維持 4 海上における船舶交通の安全確保	1 海難救助 2 海洋の汚染の防止 3 海上における治安の維持 4 海上における船舶交通の安全確保	
大阪管区気象台 (松江地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること	
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電波の監理及び電気通信の確保 3 災害時における非常通信の運用監督 4 非常通信協議会の指導育成 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電波の監理及び電気通信の確保 3 災害時における非常通信の運用監督 4 非常通信協議会の指導育成 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

		旧	新	備考
島根労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>産業災害防止についての監督、指導</li> <li>被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導</li> <li>被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導</li> <li>災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあっせんの実施</li> <li>雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施</li> <li>被災事業主に対する特別措置等の実施</li> </ol>	島根労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>産業災害防止についての監督、指導</li> <li>被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導</li> <li>被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導</li> <li>災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあっせんの実施</li> <li>雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施</li> <li>被災事業主に対する特別措置等の実施</li> </ol>	
中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧</li> <li>地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供</li> <li>国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言</li> <li>災害に関する情報の収集及び伝達</li> <li>洪水予報及び水防警報の発表及び伝達</li> <li>災害時における交通確保</li> <li>海洋の汚染の防除</li> <li>緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施</li> </ol>	中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧</li> <li>地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供</li> <li>国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言</li> <li>災害に関する情報の収集及び伝達</li> <li>洪水予報及び水防警報の発表及び伝達</li> <li>災害時における交通確保</li> <li>海洋の汚染の防除</li> <li>緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施</li> </ol>	
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等</li> <li>家庭動物の保護等に係る支援</li> <li>災害時における環境省本省との連絡調整</li> </ol>	中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等</li> <li>家庭動物の保護等に係る支援</li> <li>災害時における環境省本省との連絡調整</li> </ol>	
中国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</li> <li>防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</li> <li>災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</li> </ol>	中国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</li> <li>防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</li> <li>災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</li> </ol>	
		<b>中国四国管区行政評価局 (島根行政監視行政相談センター)</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>被災者への生活支援情報の提供</b></li> <li><b>専用電話を備えた相談窓口の開設</b></li> <li><b>特別行政相談所の開設</b></li> </ol>	指定地方行政機関の追加
(4) (略)		(4) (略)		
(5) 指定公共機関		(5) 指定公共機関		
機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱	
日本郵便株式会社 中国支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</li> <li>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</li> <li>為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</li> <li>簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請</li> <li>被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資</li> </ol>	日本郵便株式会社 中国支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</li> <li>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</li> <li>為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</li> <li>簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請</li> <li>被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資</li> </ol>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道による緊急輸送の確保 2 鉄道の安全管理及び事故対策	
<u>西日本電信電話株式会社</u> 島根支店	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2 緊急を要する電報及び電話通話の取扱い	
<u>エ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
株式会社NTTドコモ中国支社 島根支店	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧	
KDDI株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報	
日本赤十字社	1 医療、助産等救助保護の実施 2 避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 4 義援金等の受付	
国立病院機構 中国四国グループ	医療、助産等救護活動の実施	
日本放送協会	1 気象等の予報及び警報等の放送 2 災害応急対策等の周知徹底 3 その他災害に関する広報活動	
西日本高速道路株式会社	1 道路等の防災管理及び災害復旧 2 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	陸路による緊急輸送の確保	
中国電力株式会社 中国電力ネットワーク 株式会社	1 ダム施設等の防災管理及び災害復旧 2 電力供給の確保	
(6) ~ (7) (略)	(6) ~ (7) (略)	
2 (略)	2 (略)	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第2章</b></p> <p style="text-align: center;">流出油事故災害対策計画</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章</b></p> <p style="text-align: center;">流出油事故災害対策計画</p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<b>第1節 災害予防</b>	<b>第1節 災害予防</b>	
(略)	(略)	
<b>第2節 災害応急対策</b>	<b>第2節 災害応急対策</b>	
1 (略)	1 (略)	
<b>2 災害情報の収集・伝達</b> ..... 【防災危機管理課、政策企画課、各支所】  海洋における流出の場合、船舶の種類、船主の明確性の有無により、防除措置義務者、防除費用の負担者、漂着した油の廃棄物としての処理・処分責任者、処理費用負担等に違いがあるので、原因者の特定、漂着範囲、汚染程度の確認等を迅速に行う必要がある。よって、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局、県及びその他関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う。  (1) 事故情報の収集・伝達系統 ア (略) イ 収集伝達系統 流出油事故情報の収集・伝達系統は、海洋における場合、河川・湖沼における場合それぞれについて、本ページ及び次ページに記載のとおり定める。なお、情報の収集伝達に当たっては、原則として県総合防災情報システムを使用するが、同システムが使用できない場合は、その状況下において最も迅速かつ確実な手段（電話又はファックス等）を使用する。	<b>2 災害情報の収集・伝達</b> ..... 【防災危機管理課、政策企画課、各支所】  海洋における流出の場合、船舶の種類、船主の明確性の有無により、防除措置義務者、防除費用の負担者、漂着した油の廃棄物としての処理・処分責任者、処理費用負担等に違いがあるので、原因者の特定、漂着範囲、汚染程度の確認等を迅速に行う必要がある。よって、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局、県及びその他関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う。  (1) 事故情報の収集・伝達系統 ア (略) イ 収集伝達系統 流出油事故情報の収集・伝達系統は、海洋における場合、河川・湖沼における場合それぞれについて、本ページ及び次ページに記載のとおり定める。なお、情報の収集伝達に当たっては、原則として県総合防災情報システムを使用するが、同システムが使用できない場合は、その状況下において最も迅速かつ確実な手段（電話又はファックス等）を使用する。	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<p>図：海洋における流出油事故における情報収集・伝達系統（山陰沖排出油防除協議会ルート）</p> <pre> graph TD     A[山陰沖排出油防除協議会 (第八管区海上保安本部) 0773-76-4100 (0773-76-4100)] --- B[中国地方整備局境港・空港整備事務所 0859-42-3145 (0859-42-3173)]     A --- C[陸上自衛隊第八普通科連隊 0859-29-2161 (0859-29-2161)]     A --- D[陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊 0853-21-1045 (0853-21-5975)]     A --- E[海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250 (0773-64-3609)]     A --- F[神戸税関境税関支署 0859-42-3806 (0859-42-2450)]     A --- G[神戸税関浜田税関支署 0855-27-0366 (0855-27-4180)]     A --- H[中運輸局鳥取運輸支局 (境庁舎) 0859-42-2169 (0859-42-2160)]     A --- I[中国運輸局島根運輸支局 0852-38-8310 (0852-37-2030)]     A --- J[大阪管区気象台 06-6949-6539 (06-6949-6079)]     A --- K[鳥取地方気象台 0857-29-1313 (0857-23-8646)]     A --- L[松江地方気象台 0852-22-3784 (0852-22-3827)]     A --- M[鳥取県 0857-26-7878 (0857-26-8137)]     A --- N[島根県警察本部 0852-26-0110 (0852-26-0110)]     A --- O[鳥取県警察本部 0857-23-0111 (0857-23-0111)]     A --- P[境港災害対策協議会 0859-42-2531 (0859-42-2533)]     A --- Q[境港管理組合 0859-42-3705 (0859-42-3735)]     A --- R[石見地区排出油等防除協議会 0855-27-0771 (0855-27-0863)]     A --- S[西郷港流出油等防除協議会 08512-2-4999 (08512-2-4999)]     A --- T[鳥取県漁業協同組合 0857-28-0111 (0857-28-7060)]     A --- U[境港海陸運送株式会社 0859-44-8406 (0859-47-0099)]     A --- V[海水油濁処理協力機構境港支部 0859-42-4311 (0859-42-4314)]     A --- W[鳥取県港湾建設協会 0857-22-7263 (0857-27-9539)]     A --- X[浜田港運株式会社 0855-27-0072 (0855-27-3409)]     A --- Y[中国電力株式会社 島根原子力発電所 050-5521-9027 (0852-82-3017)]     A --- Z[公益財団法人しまね海洋館 0855-28-3611 (0855-28-3610)]     A --- AA[中国電力株式会社 三隅発電所 0855-32-2139 (0855-32-2583)]     A --- BB[島根県知事 (防災危機管理課) 0852-22-5885 (0852-22-5930) *休日・夜間 (危機管理当直) 0852-22-5885]     A --- CC[市町村・関係機関 総務省消防庁 平日(9:30~18:15) 03-5253-7527 (03-5253-7537) 平日(18:15~9:30)・休日 03-5253-7777 (03-5253-7553)]   </pre> <p>*図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記</p> <p>図：海洋における流出油事故における情報収集・伝達系統（山陰沖排出油防除協議会ルート）</p> <pre> graph TD     A[山陰沖排出油防除協議会 (第八管区海上保安本部) 0773-76-4100 (0773-76-4100)] --- B[中国地方整備局境港・空港整備事務所 0859-42-3145 (0859-42-3173)]     A --- C[陸上自衛隊第八普通科連隊 0859-29-2161 (0859-29-2161)]     A --- D[陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊 0853-21-1045 (0853-21-5975)]     A --- E[海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250 (0773-64-3609)]     A --- F[神戸税関境税関支署 0859-42-3806 (0859-42-2450)]     A --- G[神戸税関浜田税関支署 0855-27-0366 (0855-27-4180)]     A --- H[中運輸局鳥取運輸支局 (境庁舎) 0859-42-2169 (0859-42-2160)]     A --- I[中国運輸局島根運輸支局 0852-38-8310 (0852-37-2030)]     A --- J[大阪管区気象台 06-6949-6539 (06-6949-6079)]     A --- K[鳥取地方気象台 0857-29-1313 (0857-23-8646)]     A --- L[松江地方気象台 0852-22-3784 (0852-22-3827)]     A --- M[鳥取県 0857-26-7878 (0857-26-8137)]     A --- N[島根県警察本部 0852-26-0110 (0852-26-0110)]     A --- O[鳥取県警察本部 0857-23-0111 (0857-23-0111)]     A --- P[境港災害対策協議会 0859-42-2531 (0859-42-2533)]     A --- Q[境港管理組合 0859-42-3705 (0859-42-3735)]     A --- R[石見地区排出油等防除協議会 0855-27-0771 (0855-27-0863)]     A --- S[西郷港流出油等防除協議会 08512-2-4999 (08512-2-4999)]     A --- T[鳥取県漁業協同組合 0857-28-0111 (0857-28-7060)]     A --- U[境港海陸運送株式会社 0859-44-8406 (0859-47-0099)]     A --- V[海水油濁処理協力機構境港支部 0859-42-4311 (0859-42-4314)]     A --- W[鳥取県港湾建設協会 0857-22-7263 (0857-27-9539)]     A --- X[浜田港運株式会社 0855-27-0072 (0855-27-3409)]     A --- Y[中国電力株式会社 島根原子力発電所 050-5521-9027 (0852-82-3017)]     A --- Z[公益財団法人しまね海洋館 0855-28-3611 (0855-28-3610)]     A --- AA[中国電力株式会社 三隅発電所 0855-32-2139 (0855-32-2583)]     A --- BB[島根県知事 (防災危機管理課) 0852-22-5885 (0852-22-5930) *休日・夜間 (危機管理当直) 0852-22-5885]     A --- CC[市町村・関係機関 総務省消防庁 平日(9:30~18:15) 03-5253-7527 (03-5253-7537) 平日(18:15~9:30)・休日 03-5253-7777 (03-5253-7553)]   </pre> <p>*図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記</p>		

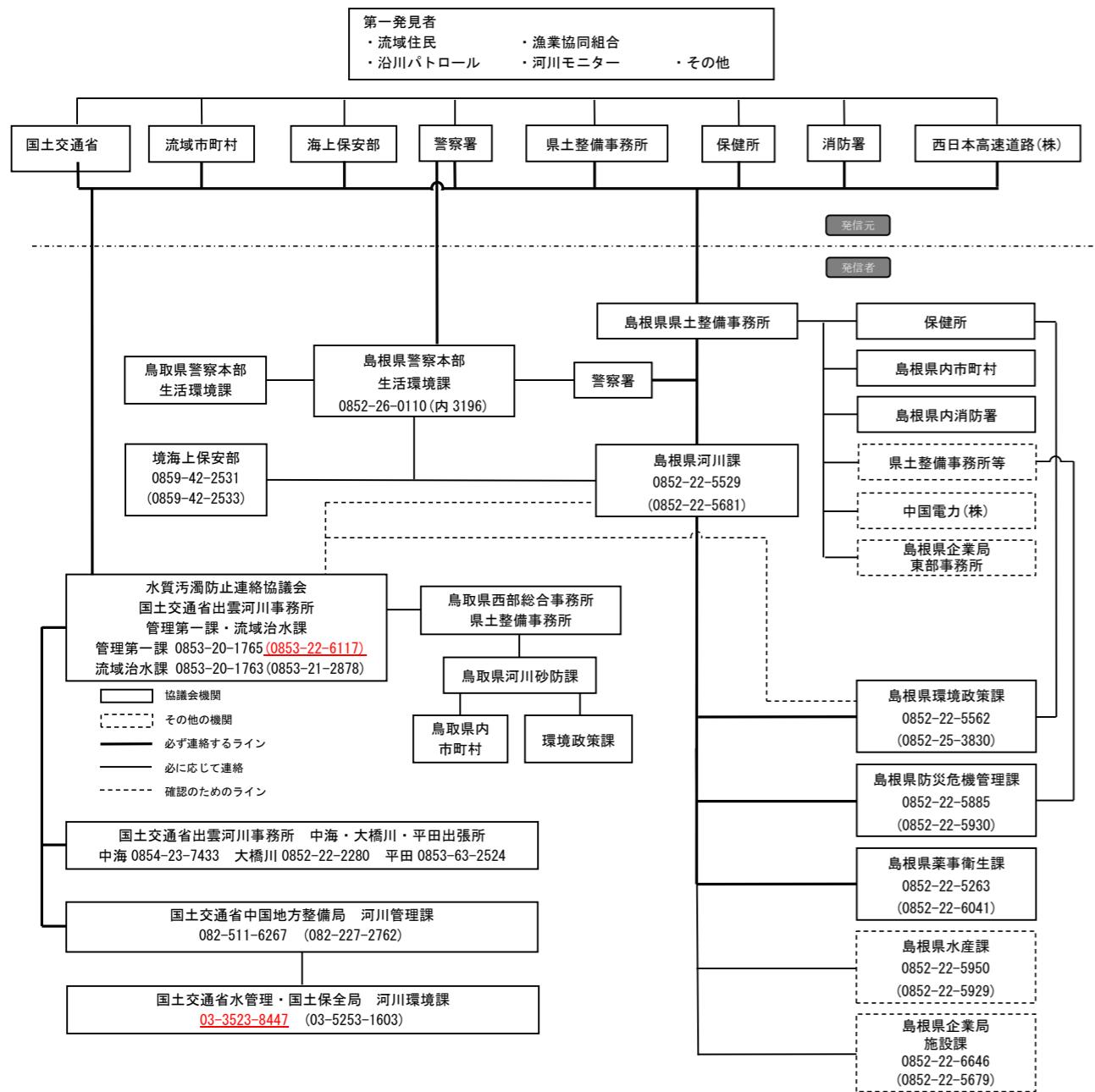
## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧

新

備考

図：河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図



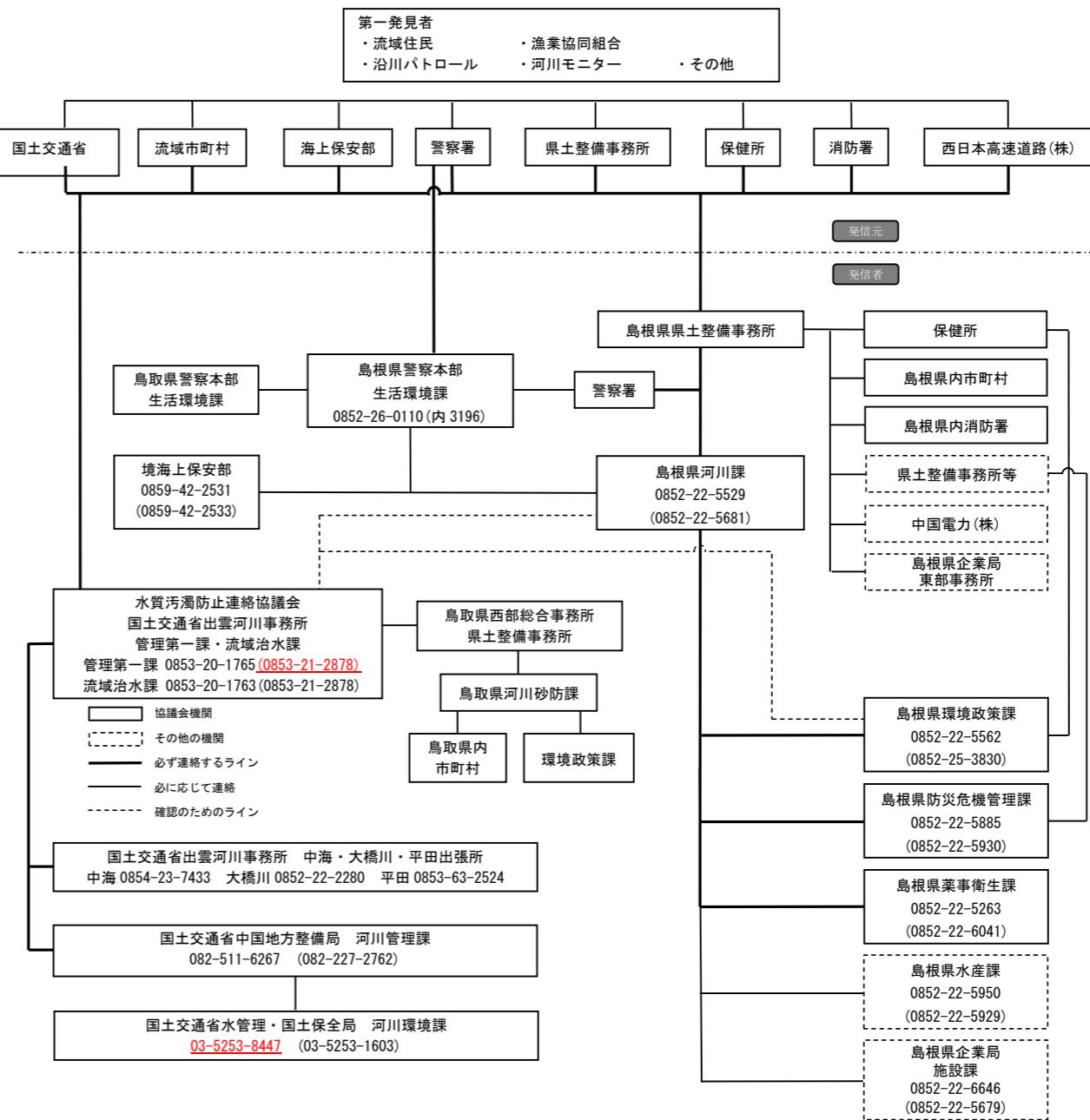
\* 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

3 (略)

## 第3節 災害復旧

(略)

図：河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図



\* 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

3 (略)

## 第3節 灾害復旧

(略)

電話・FAX番号の修正

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第3章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>海難・水難事故災害対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>海難・水難事故災害対策計画</b></p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<b>第1節 災害予防</b>  (略)	<b>第1節 災害予防</b>  (略)	
<b>第2節 災害応急対策</b>  (略)	<b>第2節 災害応急対策</b>  (略)	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第4章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>航空災害対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>航空災害対策計画</b></p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<b>第1節 災害予防</b> <hr/> (略)	<b>第1節 災害予防</b> <hr/> (略)	
<b>第2節 災害応急対策</b> <hr/> (略)	<b>第2節 災害応急対策</b> <hr/> (略)	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第5章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>道路災害対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>道路災害対策計画</b></p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<b>第1節 災害予防</b>	<b>第1節 災害予防</b>	
道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。	道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。	
1 (略)	1 (略)	
2 災害応急・復旧体制の整備【防災危機管理課、デジタル戦略課、人事課、建設総務課、道路課、消防本部、各支所、市立病院】	2 災害応急・復旧体制の整備【防災危機管理課、デジタル戦略課、人事課、建設総務課、道路課、消防本部、各支所、市立病院】	
(1) 情報の収集・伝達体制の整備 ア 関係機関相互の連携の確保 国、県、消防本部、警察機関、日赤及び医師会等と連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。 イ 通信体制の整備 <ul style="list-style-type: none"><li>既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図るとともに、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う。</li><li>平時において無線通信設備の点検を実施するとともに、県及び関係機関と連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段の整備を推進する。</li><li>トンネル内における非常通報設備の整備を推進する。</li></ul> ウ (略)	(1) 情報の収集・伝達体制の整備 ア 関係機関相互の連携の確保 国、県、消防本部、警察機関、日赤及び医師会等と連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。 イ 通信体制の整備 <ul style="list-style-type: none"><li>既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図るとともに、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う。</li><li>平時において無線通信設備の点検を実施するとともに、県及び関係機関と連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段の整備を推進する。</li><li>トンネル内における非常通報設備の整備を推進する。</li></ul> ウ (略)	防災基本計画の修正を反映
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備 ア～イ (略) ウ 消火活動 道路災害における消火活動について、沿道の各消防本部相互及び道路管理者等と平時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えておく。	(3) 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備 ア～イ (略) ウ 消火活動 道路災害における消火活動について、沿道の各消防本部相互及び道路管理者等と平時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えておく。	防災基本計画の修正を反映
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)	
3 (略)	3 (略)	
<b>第2節 災害応急対策</b>	<b>第2節 災害応急対策</b>	
(略)	(略)	
<b>第3節 災害復旧</b>	<b>第3節 災害復旧</b>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
(略)	(略)	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第6章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>危険物等災害対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>危険物等災害対策計画</b></p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧												新												備考													
<b>第1節 災害予防</b>												<b>第1節 災害予防</b>																									
<p>危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。また、危険物等施設の管理者は、危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物など災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。</p> <p>危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施し、復旧する場合には、万全な対策を講じ計画を実行する。</p>												<p>危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。また、危険物等施設の管理者は、危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物など災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。</p> <p>危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施し、復旧する場合には、万全な対策を講じ計画を実行する。</p>																									
<b>1 危険物等関係施設の安全性の確保</b> 【消防本部】												<b>1 危険物等関係施設の安全性の確保</b> 【消防本部】																									
(1) 消防法に定める危険物施設の予防対策												(1) 消防法に定める危険物施設の予防対策																									
ア 施設の現況												ア 施設の現況																									
本市における消防法に定める危険物施設の箇所数は次のとおり。												本市における消防法に定める危険物施設の箇所数は次のとおり。																									
資料：消防本部（令和6年4月1日現在）												資料：消防本部（令和7年10月1日現在）																									
① ③ 計	① 製造所	②貯蔵所										③取扱所										事業所															
		計	屋内	特定タンク	特定外以外のタンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	計	給油	販売	移	一	事業所	給油	販売	移	一	事業所																
537	0	331	54	0	50	25	134	0	59	9	206	68	37	2	1	0	98	375	535	0	330	54	0	48	25	135	0	59	9	205	67	36	2	1	0	99	375
イ (略)												イ (略)																									
(2) 高圧ガス施設の予防対策												(2) 高圧ガス施設の予防対策																									
ア 施設の現況												ア 施設の現況																									
本市における高圧ガス関係施設の箇所数は次のとおり。												本市における高圧ガス関係施設の箇所数は次のとおり。																									
資料：消防本部（令和6年4月1日現在）												資料：消防本部（令和7年4月1日現在）																									
製造所						貯蔵所				販売業者		特定高圧ガス消費				製造所						貯蔵所				販売業者		特定高圧ガス消費									
第1種			第2種			第1種		第2種		第1種		第2種		特定高圧ガス消費				第1種			第2種			販売業者				特定高圧ガス消費									
12			77			8		17		207		10				12		77	8	17	207	10															
イ (略)												イ (略)																									
(3) ~ (4) (略)												(3) ~ (4) (略)																									
2 ~ 5 (略)												2 ~ 5 (略)																									
<b>第2節 災害応急対策</b>												<b>第2節 災害応急対策</b>																									

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
(略)	(略)	
<b>第3節 災害復旧</b>	<b>第3節 災害復旧</b>	
(略)	(略)	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第7章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>大規模火災対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>大規模火災対策計画</b></p>	

旧	新	備考
<b>第1節 大規模火災の履歴</b>  (略)	<b>第1節 大規模火災の履歴</b>  (略)	
<b>第2節 災害予防</b>  大規模火災による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。	<b>第2節 災害予防</b>  大規模火災による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。	
1 (略)	1 (略)	
2 災害応急・復旧体制の整備………【防災危機管理課、デジタル戦略課、健康福祉総務課、健康推進課、こども家庭支援課、建設総務課、道路課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、 <b>スポーツ課</b> 、各支所、市立病院ほか関係各課】	2 災害応急・復旧体制の整備………【防災危機管理課、デジタル戦略課、健康福祉総務課、健康推進課、こども家庭支援課、建設総務課、道路課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、 <b>スポーツ振興課、スポーツ施設課</b> 、各支所、市立病院ほか関係各課】	組織再編による修正
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)	
(4) 消火活動体制の整備 ア (略)	(4) 消火活動体制の整備 ア (略)	
イ 自主防災組織等との連携 消防団、住民、町内会・自治会、自主防災組織等との災害時の連携体制について、 <b>平常時</b> から体制の強化を図る。特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。	イ 自主防災組織等との連携 消防団、住民、町内会・自治会、自主防災組織等との災害時の連携体制について、 <b>平時</b> から体制の強化を図る。特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。	防災基本計画の修正を反映
ウ ~ オ (略)	ウ ~ オ (略)	
(5) (略)	(5) (略)	
3 (略)	3 (略)	
<b>第3節 災害応急対策</b>  大規模火災が発生した場合、以下の各種応急対策を実施する。	<b>第3節 災害応急対策</b>  大規模火災が発生した場合、以下の各種応急対策を実施する。	
1 ~ 6 (略)	1 ~ 6 (略)	
7 避難受け入れ活動………【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、 <b>スポーツ課</b> 、各支所ほか施設所管課】	7 避難受け入れ活動………【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、 <b>スポーツ振興課、スポーツ施設課</b> 、各支所ほか施設所管課】	組織再編による修正
松江警察署と連携し、次の点に留意して地域住民に対し避難指示等の発令及び避難誘導を行う。 • 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。 • 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。 • 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。 • 消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。	松江警察署と連携し、次の点に留意して地域住民に対し避難指示等の発令及び避難誘導を行う。 • 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。 • 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。 • 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。 • 消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。</li> </ul> <p>8 (略)</p> <p><b>第4節 災害復旧・復興</b></p> <hr/> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。</li> </ul> <p>8 (略)</p> <p><b>第4節 災害復旧・復興</b></p> <hr/> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正を反映

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第8章</b></p> <p style="text-align: center;">林野火災対策計画</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章</b></p> <p style="text-align: center;">林野火災対策計画</p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第1節 災害予防</b></p> <p>近年、森林レクリエーション等で山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨て等による出火の危険性が高まっている。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止又は軽減し、復旧を図るために以下の対策を推進する。</p> <p>1 林野火災に強い地域づくり.....【農林基盤整備課、道路課、都市政策課、消防本部】</p> <p>(1) 林野火災に強い森林の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、渓流沿い等において、<u>耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備</u>を検討する。</li> <li>下刈の励行、除伐・間伐を行うことにより林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。</li> </ul> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 災害応急・復旧体制の整備.....【防災危機管理課、農林基盤整備課、道路課、消防本部】</p> <p>(1) 情報の収集・伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、屋内告知端末、サイレン等の伝達手段を整備する。</li> <li>火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、林野火災に対応した県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。</li> <li>県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。</li> <li>関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。</li> <li>無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を推進するとともに、特に山間部における災害時の無線通信手段の確保に努める。</li> </ul> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 消火活動体制の整備</p> <p>ア 空中消火体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、<u>陸上自衛隊出雲駐屯地及び益田広域消防本部において資機材の配備等がなされている。県、県警察本部、自衛隊及び消防本部による空中消火体制活動</u>をより積極的に推進するため、ヘリコプター、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努める。</li> <li>効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておく。</li> </ul> <p>イ 自主防災組織等との連携</p> <p>消防団、住民、自治会・町内会、自主防災組織等との災害時の連携体制について、<u>平當時</u>から体制の強化を図る。特に、火災の通報や家屋への予備注水等の初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。</p> <p>ウ 資機材の整備</p>	<p><b>第1節 災害予防</b></p> <p>近年、森林レクリエーション等で山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨て等による出火の危険性が高まっている。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止又は軽減し、復旧を図るために以下の対策を推進する。</p> <p>1 林野火災に強い地域づくり.....【農林基盤整備課、道路課、都市政策課、消防本部】</p> <p>(1) 林野火災に強い森林の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、渓流沿い等において、<u>消火活動の円滑な実施のための防火林道、及び耐火性のある樹種を植栽し、防火林帯の整備</u>を検討する。</li> <li>下刈の励行、除伐・間伐を行うことにより林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。</li> </ul> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 災害応急・復旧体制の整備.....【防災危機管理課、農林基盤整備課、道路課、消防本部】</p> <p>(1) 情報の収集・伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、屋内告知端末、サイレン等の伝達手段を整備する。</li> <li>火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、林野火災に対応した県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。</li> <li>県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。</li> <li>関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。</li> <li>無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を推進するとともに、特に山間部での利用を前提とした災害時の無線通信手段の確保に努める。</li> </ul> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 消火活動体制の整備</p> <p>ア 空中消火体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、<u>県、警察及び消防本部、必要に応じて、県防災航空隊及び自衛隊は迅速かつ効果的な空中消火を行うため、連携してヘリコプターによる空中消火体制をとるが、</u>より積極的に推進するため、ヘリコプター、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努める。</li> <li>効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておく。</li> </ul> <p>イ 自主防災組織等との連携</p> <p>消防団、住民、自治会・町内会、自主防災組織等との災害時の連携体制について、<u>平時</u>から体制の強化を図る。特に、火災の通報や家屋への予備注水等の初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。</p> <p>ウ 資機材の整備</p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p>

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<p>軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の資機材の整備を推進する。</p> <p><b>工</b> (略)</p> <p><b>才 残火処理体制</b> 大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所の発見に努め適切に対処する必要があるが、必要に応じ空中からの赤外線写真を利用する方法等を検討する。</p> <p><b>力</b> (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p>	<p>消防本部は、水利が限られる山間部での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、林野内への送水や放水を可能にする軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の消火活動に必要な資機材のほか、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を推進する。</p> <p><b>工</b> (略)</p> <p><b>才 残火処理体制</b> 大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所の発見に努め適切に対処する必要があり、空中からの熱源探査等の活用並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。</p> <p><b>力</b> (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p>	防災基本計画の修正を反映
<p><b>3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等</b> 【農林基盤整備課、消防本部】</p> <p>(1) 事前点検及び警戒巡視の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林組合等と連携し、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等林野火災が発生しやすい区域を把握する。</li> <li>森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。</li> </ul> <p>(2) 防災知識の普及・啓発 <u>林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火気取扱いのマナー等林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等</b> 【農林基盤整備課、消防本部】</p> <p>(1) 事前点検及び警戒巡視の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林組合等と連携し、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等林野火災が発生しやすい区域を把握する。</li> <li><u>火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。</u></li> <li><u>乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、住民等に対する注意喚起をするとともに、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。</u></li> </ul> <p>(2) 防災知識の普及・啓発 <u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防災意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</u></p> <p>(3) (略)</p>	防災基本計画の修正を反映
<p><b>第2節 災害応急対策</b></p> <p>林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p><b>4 消火活動</b> 【消防本部、各支所】</p> <p>(1) 自主防災組織等との連携</p>	<p>林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p><b>4 消火活動</b> 【消防本部、各支所】</p> <p><u>火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p> <p>(1) 自主防災組織等との連携</p>	防災基本計画の修正を反映

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会・町内会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市、消防本部等はそのための連絡調整に努める。</li> <li>住民、自治会・町内会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。</li> </ul> <p>(2) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会・町内会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市、消防本部等はそのための連絡調整に努める。<u>また、滑落や落石、火煙に閉まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u></li> <li>住民、自治会・町内会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。</li> </ul> <p>(2) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	防災基本計画の修正を反映
<p>7 避難受け入れ活動 【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、 <u>スポーツ課</u>、各支所ほか施設所管課】</p> <p>松江警察署と連携し、次の点に留意して地域住民に対し避難指示等の発令及び避難誘導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。</li> <li>避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。</li> <li>避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。</li> <li>消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。</li> <li>要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。</li> </ul> <p>8～9 (略)</p>	<p>7 避難受け入れ活動 【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、 <u>スポーツ振興課</u>、<u>スポーツ施設課</u>、各支所ほか施設所管課】</p> <p>松江警察署と連携し、次の点に留意して地域住民に対し避難指示等の発令及び避難誘導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。</li> <li>避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。</li> <li>避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。</li> <li>消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。</li> <li>要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。</li> </ul> <p>8～9 (略)</p>	組織再編による修正
<p><b>第3節 災害復旧</b></p> <hr/> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 災害復旧</b></p> <hr/> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正を反映

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第9章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>鉄道災害対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>鉄道災害対策計画</b></p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<b>第1節 災害予防</b>	<b>第1節 災害予防</b>	
鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生する等の鉄道災害に対して、被害の発生又はその拡大を防止する対策を推進する。	鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生する等の鉄道災害に対して、被害の発生又はその拡大を防止する対策を推進する。	
1 (略)	1 (略)	
<b>2 災害応急・復旧体制の整備</b> ..... 【防災危機管理課、建設総務課、道路課、消防本部】	<b>2 災害応急・復旧体制の整備</b> ..... 【防災危機管理課、建設総務課、道路課、消防本部】	
(1) 情報の収集・伝達体制の整備	(1) 情報の収集・伝達体制の整備	防災基本計画の修正を反映
<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、県、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。</li> <li>県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。</li> <li>各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。</li> <li>鉄道事業者及び関係機関等と連携し、<u>平常時</u>において通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、県、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。</li> <li>県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。</li> <li>各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。</li> <li>鉄道事業者及び関係機関等と連携し、<u>平時</u>において通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。</li> </ul>	
(2) ~ (4) (略)	(2) ~ (4) (略)	
3 (略)	3 (略)	
<b>第2節 災害応急対策</b>	<b>第2節 災害応急対策</b>	
(略)	(略)	
<b>第3節 災害復旧</b>	<b>第3節 災害復旧</b>	
(略)	(略)	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第10章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>雪害対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章</b></p> <p style="text-align: center;"><b>雪害対策計画</b></p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考												
<b>第1節 災害予防</b>	<b>第1節 災害予防</b>													
<p>本市においては、昭和38年1月や平成22年12月～23年1月に大規模な雪害が発生しているが、雪に対する備えが市民において不十分であり、豪雪時には都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の発生が予想される。このため、以下の予防対策を実施する。</p> <p><b>1 冬季対策の充実強化</b>.....【防災危機管理課ほか冬季対策会議関係各課】</p> <p>本市は、豪雪地帯と比べて雪害に対する対策基盤が脆弱であり、また、雪害に対する市民意識もそれほど高くないため、大規模な雪害に至らない程度の降雪が発生した場合であっても、市民生活に及ぼす影響が大きい。このため、平素より雪害への警戒防御を行い、被害の軽減と公共の安全、民心の安定を図る。なお、具体的な対策については、資料編「冬季における災害等対応実施基準」による。</p> <p>→ <b>資料編</b> [資料1-11]冬季における災害等対応実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>冬季対策会議の開催</b> 当該年度における冬季対応・連携等体制の確認、問題点の改善、市民への周知内容決定等を行うため、冬季対策会議を開催する。対策会議の概要は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>関係部局</td><td colspan="2">防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、リサイクル都市推進課、道路課、消防本部、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、上下水道局、ガス局、交通局</td></tr> <tr> <td>会議内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の体制の確認</li> <li>・連絡、報告体制の徹底</li> <li>・事前広報内容の協議、決定</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季対応における留意事項等確認</li> <li>・関係各課による対応内容確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> </td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 雪害に強いまちづくり</b>....【農林基盤整備課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、リサイクル都市推進課、道路課、交通政策課、公園緑地課、消防本部、教育総務課、学校管理課、各支所、上下水道局、交通局】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>除雪体制の整備</b>  <b>ア</b> (略)  <b>イ 除雪援助体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて、町内会・自治会、自主防災組織、消防団等地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体など幅広く除雪の支援を求めるこことできる体制の整備に努める。</li> <li>・高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、<b>平常時</b>から、住居等の状況の把握に努め、必要に応じて、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備を行う。</li> </ul> </p>	関係部局	防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、リサイクル都市推進課、道路課、消防本部、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、上下水道局、ガス局、交通局		会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の体制の確認</li> <li>・連絡、報告体制の徹底</li> <li>・事前広報内容の協議、決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季対応における留意事項等確認</li> <li>・関係各課による対応内容確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<p>本市においては、昭和38年1月や平成22年12月～23年1月に大規模な雪害が発生しているが、雪に対する備えが市民において不十分であり、豪雪時には都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の発生が予想される。このため、以下の予防対策を実施する。</p> <p><b>1 冬季対策の充実強化</b>.....【防災危機管理課ほか冬季対策会議関係各課】</p> <p>本市は、豪雪地帯と比べて雪害に対する対策基盤が脆弱であり、また、雪害に対する市民意識もそれほど高くないため、大規模な雪害に至らない程度の降雪が発生した場合であっても、市民生活に及ぼす影響が大きい。このため、平素より雪害への警戒防御を行い、被害の軽減と公共の安全、民心の安定を図る。なお、具体的な対策については、資料編「冬季における災害等対応実施基準」による。</p> <p>→ <b>資料編</b> [資料1-11]冬季における災害等対応実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>冬季対策会議の開催</b> 当該年度における冬季対応・連携等体制の確認、問題点の改善、市民への周知内容決定等を行うため、冬季対策会議を開催する。対策会議の概要は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>関係部局</td><td colspan="2">防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、リサイクル都市推進課、道路課、消防本部、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、上下水道局、ガス局*、交通局</td></tr> <tr> <td>会議内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の体制の確認</li> <li>・連絡、報告体制の徹底</li> <li>・事前広報内容の協議、決定</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季対応における留意事項等確認</li> <li>・関係各課による対応内容確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> </td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 雪害に強いまちづくり</b>....【農林基盤整備課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、リサイクル都市推進課、道路課、交通政策課、公園緑地課、消防本部、教育総務課、学校管理課、各支所、上下水道局、交通局】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>除雪体制の整備</b>  <b>ア</b> (略)  <b>イ 除雪援助体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて、町内会・自治会、自主防災組織、消防団等地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体など幅広く除雪の支援を求めるこことできる体制の整備に努める。</li> <li>・高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、<b>平常時</b>から、住居等の状況の把握に努め、必要に応じて、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備を行う。</li> </ul> </p>	関係部局	防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、リサイクル都市推進課、道路課、消防本部、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、上下水道局、ガス局*、交通局		会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の体制の確認</li> <li>・連絡、報告体制の徹底</li> <li>・事前広報内容の協議、決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季対応における留意事項等確認</li> <li>・関係各課による対応内容確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<p>ガス局に関する記載を追加</p> <p>*「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p>
関係部局	防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、リサイクル都市推進課、道路課、消防本部、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、上下水道局、ガス局、交通局													
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の体制の確認</li> <li>・連絡、報告体制の徹底</li> <li>・事前広報内容の協議、決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季対応における留意事項等確認</li> <li>・関係各課による対応内容確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>												
関係部局	防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、リサイクル都市推進課、道路課、消防本部、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、上下水道局、ガス局*、交通局													
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の体制の確認</li> <li>・連絡、報告体制の徹底</li> <li>・事前広報内容の協議、決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季対応における留意事項等確認</li> <li>・関係各課による対応内容確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>												

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
(3) ~ (5) (略)	(3) ~ (5) (略)	組織再編による修正
<b>3 災害応急・復旧体制の整備</b> ..... 【防災危機管理課、政策企画課、デジタル戦略課、 <b>スポーツ課</b> 、商工企画課、農林基盤整備課、健康福祉総務課、健康推進課、こども家庭支援課、保健衛生課、交通政策課、住宅政策課、建築審査課、道路課、公共建築課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、市立病院、上下水道局ほか関係各課】	<b>3 災害応急・復旧体制の整備</b> ..... 【防災危機管理課、政策企画課、デジタル戦略課、 <b>スポーツ振興課</b> 、 <b>スポーツ施設課</b> 、商工企画課、農林基盤整備課、健康福祉総務課、健康推進課、こども家庭支援課、保健衛生課、交通政策課、住宅政策課、建築審査課、道路課、公共建築課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、市立病院、上下水道局ほか関係各課】	組織再編による修正
(1) 災害発生直前の体制整備 ア (略) イ 住民の避難誘導体制の整備 積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施等避難誘導活動のための対策を実施する。特に、要配慮者等に対しては、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら <b>平常時</b> より情報の把握・共有を行い、避難誘導体制の整備を図る。	(1) 災害発生直前の体制整備 ア (略) イ 住民の避難誘導体制の整備 積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施等避難誘導活動のための対策を実施する。特に、要配慮者等に対しては、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら <b>平常時</b> より情報の把握・共有を行い、避難誘導体制の整備を図る。	防災基本計画の修正を反映
(2) 災害発生直後の情報収集・伝達体制の整備 ア ~ イ (略) ウ 通信体制の整備 ・ 各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。 ・ 無線設備の点検を実施し、 <b>平常時</b> において連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。	(2) 災害発生直後の情報収集・伝達体制の整備 ア ~ イ (略) ウ 通信体制の整備 ・ 各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。 ・ 無線設備の点検を実施し、 <b>平常時</b> において連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。	防災基本計画の修正を反映
(3) ~ (8) (略)	(3) ~ (8) (略)	
<b>4 (略)</b>	<b>4 (略)</b>	
<b>第2節 災害応急対策</b>		
豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の予防、被害軽減のため、関係機関は相互に連携し、住民と一体となった総合的な対策を講じる。 また、雪害については、気象情報の分析により災害の危険性がある程度予測することが可能なことから、情報伝達や適切な避難誘導等の災害発生直前の対策が重要になる。雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。	豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の予防、被害軽減のため、関係機関は相互に連携し、住民と一体となった総合的な対策を講じる。 また、雪害については、気象情報の分析により災害の危険性がある程度予測することが可能なことから、情報伝達や適切な避難誘導等の災害発生直前の対策が重要になる。雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。	
1 ~ 6 (略)	1 ~ 6 (略)	
<b>7 避難受け入れ活動</b> ..... 【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、 <b>スポーツ課</b> 、各支所ほか施設所管課】 (略)	<b>7 避難受け入れ活動</b> ..... 【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、 <b>スポーツ振興課</b> 、 <b>スポーツ施設課</b> 、各支所ほか施設所管課】 (略)	組織再編による修正
8 (略)	8 (略)	
<b>第3節 災害復旧・復興</b>		

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
(略)	(略)	

旧	新	備考
<p>第11章</p> <p>■ ライフライン災害対策計画</p>	<p>第11章</p> <p>■ ライフライン災害対策計画</p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考												
<b>第1節 災害予防</b>	<b>第1節 災害予防</b>													
<p>電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設における断線・破損等の被害は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間要する場合があり、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。このため、被害の未然防止や被害を最小限に止めるための以下の対策を講じる。</p> <p><b>1 関係施設の安全性の確保</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市ガス施設..... 【ガス局】</p> <p><b>ア 現況</b> 本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。 資料：ガス局（令和6年10月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江市ガス局 LNGサテライト基地</td> <td>平成町 182-42</td> <td>LNG貯槽 150kℓ×2基、450kℓ×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m<sup>3</sup>/N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m<sup>3</sup>・0.97MPa×1基</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>施設の状況</b></p> <p>ガス製造施設 1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。</p> <p>供給施設 ガスホルダー 1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。</p> <p><b>施設の状況</b></p> <p>ガス導管 1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、<u>従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている</u>。なお、<u>最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている</u>。</p> <p>通信設備 1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。</p> <p>巡視・点検 1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。</p>	事業所名	所在地	設備	松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	LNG貯槽 150kℓ×2基、450kℓ×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m <sup>3</sup> /N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m <sup>3</sup> ・0.97MPa×1基	<p>電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設における断線・破損等の被害は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間要する場合があり、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。このため、被害の未然防止や被害を最小限に止めるための以下の対策を講じる。</p> <p><b>1 関係施設の安全性の確保</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市ガス施設..... 【ガス局*】 *「ガス局」は令和8年4月1日に「松江エナジープラス（株）」に移行（詳細未定）</p> <p><b>ア 現況</b> 本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。 資料：ガス局（令和7年10月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江市ガス局 LNGサテライト基地</td> <td>平成町 182-42</td> <td>LNG貯槽 150kℓ×2基、450kℓ×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m<sup>3</sup>/N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m<sup>3</sup>・0.97MPa×1基</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>施設の状況</b></p> <p>ガス製造施設 1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。</p> <p>供給施設 ガスホルダー 1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。</p> <p><b>施設の状況</b></p> <p>ガス導管 1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、<u>従来工法による腐食劣化対策管（経年本支管）を順次計画的に入替を進めている</u>。なお、<u>低圧導管については耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている</u>。</p> <p>通信設備 1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。</p> <p>巡視・点検 1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。</p>	事業所名	所在地	設備	松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	LNG貯槽 150kℓ×2基、450kℓ×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m <sup>3</sup> /N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m <sup>3</sup> ・0.97MPa×1基	<p>ガス局に関する記載を追加</p> <p>時点修正</p> <p>記載の適正化</p>
事業所名	所在地	設備												
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	LNG貯槽 150kℓ×2基、450kℓ×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m <sup>3</sup> /N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m <sup>3</sup> ・0.97MPa×1基												
事業所名	所在地	設備												
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	LNG貯槽 150kℓ×2基、450kℓ×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m <sup>3</sup> /N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m <sup>3</sup> ・0.97MPa×1基												

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考																
地震計の設置	橋北地区及び橋南地区に各々1箇所ずつ地震計（S Iセンサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するかの判断に利用する。																	
マイコンガスマータ	一般の消費先に設置されているガスマーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度5以上でガスを遮断する。																	
イ (略)	イ (略)																	
(3) (略)	(3) (略)																	
(4) 上水道施設.....【上下水道局】 ア 現況	本市における上水道施設の現況は次のとおり。 資料：上下水道局（令和2年10月1日現在） <table border="1"><thead><tr><th></th><th>水道事業名</th><th>主な事業区域</th><th>計画一日最大給水量（m<sup>3</sup>/日）</th></tr></thead><tbody><tr><td>水道事業</td><td>松江市水道事業</td><td>旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町</td><td>70,200</td></tr></tbody></table> 資料：斐川宍道水道企業団（令和2年10月1日現在） <table border="1"><thead><tr><th></th><th>水道事業名</th><th>主な事業区域</th><th>計画一日最大給水量（m<sup>3</sup>/日）</th></tr></thead><tbody><tr><td>水道事業</td><td>斐川宍道水道企業団</td><td>宍道町（及び斐川町）</td><td>18,000*<sup>1</sup></td></tr></tbody></table>		水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m <sup>3</sup> /日）	水道事業	松江市水道事業	旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町	70,200		水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m <sup>3</sup> /日）	水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000* <sup>1</sup>	時点修正
	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m <sup>3</sup> /日）															
水道事業	松江市水道事業	旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町	70,200															
	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m <sup>3</sup> /日）															
水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000* <sup>1</sup>															
*1 斐川町における事業区域も含めた値。	*1 斐川町における事業区域も含めた値。																	
イ 安全化対策 上水道施設における安全化対策は次のとおり。	イ 安全化対策 上水道施設における安全化対策は次のとおり。																	
自主保安体制の構築	1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2 送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、ダクタイル鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5 配水池の容量は12時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。	1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2 送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、ダクタイル鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5 配水池の容量は12時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。	記載の適正化															
防災教育防災訓練	1 各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。 2 地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。	1 各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。 2 地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。																
具体的な施策については、「第一次松江市上下水道事業経営計画（平成30年度10月策定）」に基づき、取組んでいく。	具体的な施策については、「第一次松江市上下水道事業経営計画（平成30年度10月策定）」に基づき、取組んでいく。																	
(5) 下水道施設.....【上下水道局】 ア 現況	(5) 下水道施設.....【上下水道局】 ア 現況																	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧					新					備考					
本市における下水道施設の現況は次のとおり。特に、地震被害としては管渠の折損並びに継ぎ手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域における被害発生の危険性が高い。															
資料：上下水道局（令和2年3月31日現在）															
公共下水道施設															
流域関連															
	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	ポンプ場 (ヶ所)											
旧市	3,385.1	128,458	698.2	6											
玉湯町	244.6	6,672	64.7	—											
八雲町	158.1	5,024	48.8	—											
宍道町	332.5	5,842	60.4	—											
東出雲町	418.1	15,009	107.0	—											
計	4,538.4	161,005	978.1	6											
特定環境保全公共下水道															
	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	現有処理能力 (m³/日最大)											
鹿島町恵曇	165.1	4,978	64.1	2,150											
島根町佐波	4.1	115	2.0	80											
美保関町千酌	13.1	461	4.0	340											
美保関町七類	26.0	751	8.8	570											
美保関町森山	13.5	597	8.7	310											
八束町江島	16.8	642	6.5	284											
八束町遅江	16.2	473	4.7	218											
八束町馬渡	8.7	212	3.1	123											
計	263.5	8,229	101.9	4,075											
農業集落排水施設															
	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名												
旧市	7	9,359	古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野												
鹿島町	1	83	一矢												
島根町	3	1,082	野波、大芦、加賀別所												
美保関町	2	490	万原・下宇部尾、管浦												
宍道町	5	2,645	弘長寺、鏡、宍道中央、南城、中来待												
八束町	4	2,535	入江、二子、寺津・亀尻、波入												
東出雲町	1	527	意東												
計	23	16,721													
漁業集落排水施設															
	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名												
旧市	1	296	魚瀬												
鹿島町	3	1,165	片句、御津、手結												
本市における下水道施設の現況は次のとおり。特に、地震被害としては管渠の折損並びに継ぎ手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域における被害発生の危険性が高い。															
資料：上下水道局（令和7年9月30日現在）															
公共下水道施設															
流域関連															
	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	ポンプ場 (ヶ所)											
旧市	3,406.6	125,181	706.8	6											
玉湯町	251.4	7,150	67.0	—											
八雲町	158.6	4,969	48.1	—											
宍道町	391.7	7,540	127.5	—											
東出雲町	421.0	14,859	111.4	—											
計	4,629.3	159,699	1060.8	6											
特定環境保全公共下水道															
	地区名	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	現有処理能力 (m³/日最大)										
鹿島町恵曇	165.5	4,423	64.7	2,150											
島根町佐波	4.1	107	2.0	80											
美保関町千酌	13.1	386	4.0	340											
美保関町七類	26.0	648	8.8	570											
美保関町森山	13.6	517	8.9	310											
八束町江島	17.1	663	6.6	284											
八束町遅江	16.3	420	4.7	218											
八束町馬渡	8.8	187	3.1	123											
計	264.5	7,351	102.8	4,075											
農業集落排水施設															
	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名												
旧市	7	8,285	古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野												
鹿島町	1	69	一矢												
島根町	3	922	野波、大芦、加賀別所												
美保関町	2	416	万原・下宇部尾、管浦												
宍道町	2	333	弘長寺、鏡												
八束町	4	2,272	入江、二子、寺津・亀尻、波入												
東出雲町	1	410	意東												
計	20	12,707													
漁業集落排水施設															
	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名												
旧市	1	230	魚瀬												
鹿島町	3	1,007	片句、御津、手結												
時点修正															

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧				新				備考
島根町	6	<u>1,927</u>	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀	島根町	6	<u>1,635</u>	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀	
美保関町	10	<u>2,540</u>	稻積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笛子、惣津、雲津、諸喰、法田	美保関町	10	<u>2,182</u>	稻積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笛子、惣津、雲津、諸喰、法田	
計	20	<u>5,928</u>		計	20	<u>5,054</u>		
公設浄化槽				公設浄化槽				
管理基数	水洗化人口(人)	設置区域		管理基数	水洗化人口(人)	設置区域		
900	<u>2,242</u>	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、宍道町、八束町、東出雲町		911	<u>2,175</u>	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、宍道町、八束町、東出雲町		
イ (略)				イ (略)				
(6) 電気通信施設.....【 <u>西日本電信電話(株)</u> 島根支店、 <u>NTTコミュニケーションズ(株)</u> 、 (株)NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】				(6) 電気通信施設.....【 <u>NTT西日本株式会社</u> 島根支店、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、 (株)NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】				社名の変更
ア 現況				ア 現況				
本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。				本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。				
<u>西日本電信電話(株)</u> 島根支店	電気通信設備等の高信頼化(耐水、耐震、耐火構造化)を進めている。			<u>NTT西日本株式会社</u> 島根支店	電気通信設備等の高信頼化(耐水、耐震、耐火構造化)を進めている。			社名の変更
<u>NTTコミュニケーションズ(株)</u>	電気通信設備等の高信頼化(耐水、耐震、耐火構造化)を進めている。			<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	電気通信設備等の高信頼化(耐水、耐震、耐火構造化)を進めている。			社名の変更
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。</li> <li>建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。</li> <li>交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。</li> <li>重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。</li> <li>可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。</li> </ul>			(株)NTTドコモ中国支社島根支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。</li> <li>建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。</li> <li>交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。</li> <li>重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。</li> <li>可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。</li> </ul>			
KDDI(株)	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている。			KDDI(株)	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている。			
ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。</li> <li>主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。</li> </ul>			ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。</li> <li>主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。</li> </ul>			
楽天モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備についてその重要性等を鑑み防災設計を行っている。</li> <li>豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っている。</li> <li>暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っている。</li> <li>地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震または耐火構造化を行っている。</li> </ul>			楽天モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備についてその重要性等を鑑み防災設計を行っている。</li> <li>豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っている。</li> <li>暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っている。</li> <li>地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震または耐火構造化を行っている。</li> </ul>			
イ (略)				イ (略)				
2 (略)				2 (略)				

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<b>3 災害応急活動体制の整備</b> ..... 【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】	<b>3 災害応急活動体制の整備</b> ..... 【防災危機管理課、各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】	ガス局に関する記載を追加
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。</li> <li>必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。</li> <li>必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</li> </ul>	
<b>4 資機材の整備</b> ..... 【各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】	<b>4 資機材の整備</b> ..... 【各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】	ガス局に関する記載を追加 防災基本計画の修正を反映
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備え、<u>平常時</u>から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</li> <li>資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</li> <li>資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。</li> <li>資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</li> <li>公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備え、<u>平時</u>から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</li> <li>資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</li> <li>資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。</li> <li>資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</li> <li>公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。</li> </ul>	
<b>5 防災知識の普及・啓発</b> ..... 【各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】	<b>5 防災知識の普及・啓発</b> ..... 【各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】	ガス局に関する記載を追加
防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。	防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。	
<b>第2節 災害応急対策</b>		
ライフライン施設は、災害による一部の機能停止が市民の日常生活及び社会、経済活動に大きな影響を与えるほか、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たすため、県及び施設管理者と連携して、迅速な応急対策を実施する。	ライフライン施設は、災害による一部の機能停止が市民の日常生活及び社会、経済活動に大きな影響を与えるほか、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たすため、県及び施設管理者と連携して、迅速な応急対策を実施する。	
<b>1～2 (略)</b>	<b>1～2 (略)</b>	
<b>3 応急措置の実施 (仮復旧も含む)</b>	<b>3 応急措置の実施 (仮復旧も含む)</b>	
電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設の重要性に鑑み、市、県及びライフライン施設管理者は相互に連携し、ライフライン施設復旧に必要な道路の除雪、倒木・土砂等の除去作業について状況に応じた対応を迅速に実施する。	電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設の重要性に鑑み、市、県及びライフライン施設管理者は相互に連携し、ライフライン施設復旧に必要な道路の除雪、倒木・土砂等の除去作業について状況に応じた対応を迅速に実施する。	
<b>(1) 電気施設</b> ..... 【中国電力ネットワーク（株）】	<b>(1) 電気施設</b> ..... 【中国電力ネットワーク（株）】	
災害発生時においては、中国電力ネットワーク（株）の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。	災害発生時においては、中国電力ネットワーク（株）の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。	
ア (略)	ア (略)	
イ 拡大防止対策	イ 拡大防止対策	
(ア) 危険予防措置	(ア) 危険予防措置	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考																				
<p>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>(1) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。</li> <li>電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し以下の事項について広報を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力ネットワーク株へ連絡すること。</li> <li>② 火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。</li> <li>③ 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。</li> </ul> </li> <li>広報に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネットを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。</li> </ul> <p>(2) 復旧要員の広域運営</p> <p>必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。</p> <p>(3) 都市ガス施設..... 【ガス局】</p> <p>ア 応急復旧</p> <p>大規模災害時には、ガス導管等の何らかの被災は免れないため、二次災害防止に全力を傾注する。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保をしておく必要がある。</p> <p>(ア) 初動対応</p> <p>災害発生時は、あらかじめ定めた動員基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制により即応する。</p> <table border="1"> <tr> <td>出 動</td> <td>1 ガス事業者からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td>情 報 収 集</td> <td>災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。</td> </tr> <tr> <td>緊急巡回調査</td> <td>1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。</td> </tr> <tr> <td>供 給 停 止</td> <td>災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。</td> </tr> <tr> <td>応 援 要 請</td> <td>災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。</td> </tr> </table> <p>(イ) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供給停止を行うときは、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知を徹底する。</li> <li>供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。</li> <li>復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の徹底に努める。</li> <li>復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。</li> </ul> <p>(ウ) 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧に当たっては、①病院、療養施設等、②被災住民の避難場所、③公共施設等の順に優先的に実施する。</li> <li>復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。</li> </ul> <p>イ 拡大防止対策</p> <p>応急復旧措置に準じ、必要な広報、巡回監視活動を行う。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	出 動	1 ガス事業者からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。	情 報 収 集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。	緊急巡回調査	1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。	供 給 停 止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。	応 援 要 請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。	<p>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>(4) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。</li> <li>電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し以下の事項について広報を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力ネットワーク株へ連絡すること。</li> <li>② 火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。</li> <li>③ 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。</li> </ul> </li> <li>広報に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネットを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。</li> <li><b>平素から停電状況の把握に有効な「停電アプリ」の普及に努める。</b></li> </ul> <p>(ウ) 復旧要員の広域運営</p> <p>必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。</p> <p>(2) 都市ガス施設..... 【ガス局*】</p> <p>* 「ガス局」は令和8年4月1日に「松江エナジープラス（株）」に移行（詳細未定）</p> <p>ア 応急復旧</p> <p>大規模災害時には、ガス導管等の何らかの被災は免れないため、二次災害防止に全力を傾注する。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保をしておく必要がある。</p> <p>(ア) 初動対応</p> <p>災害発生時は、あらかじめ定めた動員基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制により即応する。</p> <table border="1"> <tr> <td>出 動</td> <td>1 ガス事業者からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td>情 報 収 集</td> <td>災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。</td> </tr> <tr> <td>緊急巡回調査</td> <td>1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。</td> </tr> <tr> <td>供 給 停 止</td> <td>災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。</td> </tr> <tr> <td>応 援 要 請</td> <td>災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。</td> </tr> </table> <p>(イ) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供給停止を行うときは、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知を徹底する。</li> <li>供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。</li> <li>復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の徹底に努める。</li> <li>復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。</li> </ul> <p>(ウ) 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧に当たっては、①病院、療養施設等、②被災住民の避難場所、③公共施設等の順に優先的に実施する。</li> <li>復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。</li> </ul> <p>イ 拡大防止対策</p> <p>応急復旧措置に準じ、必要な広報、巡回監視活動を行う。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	出 動	1 ガス事業者からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。	情 報 収 集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。	緊急巡回調査	1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。	供 給 停 止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。	応 援 要 請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。	<p>防災会議委員の意見を反映（中国電力ネットワーク株）</p> <p>ガス局に関する記載を追加</p>
出 動	1 ガス事業者からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。																					
情 報 収 集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。																					
緊急巡回調査	1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。																					
供 給 停 止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。																					
応 援 要 請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。																					
出 動	1 ガス事業者からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。																					
情 報 収 集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。																					
緊急巡回調査	1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。																					
供 給 停 止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。																					
応 援 要 請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。																					

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧			新			備考
(6) 電気通信施設.....【NTT西日本株式会社島根支店、NTTドコモビジネス株式会社、(株)NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】各社において、次の措置を講じる。			(6) 電気通信施設.....【NTT西日本株式会社島根支店、_____、(株)NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】各社において、次の措置を講じる。			社名の変更 記載の適正化
NTT西日本電信電話(株)島根支店	応急措置	1 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2 非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。	NTT西日本株式会社島根支店	応急措置	1 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2 非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。	社名の変更 記載の適正化
	通信設備の応急復旧	1 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2 災害用伝言サービスの運用を行う。 3 被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。		通信設備の応急復旧	1 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2 災害用伝言サービスの運用を行う。 3 被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。	社名の変更 記載の適正化
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	設備に被害が発生した場合の措置	1 携帯電話、衛星携帯電話の貸出しにより、最低限の通信確保を行う。 2 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4 契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。	(株)NTTドコモ中国支社島根支店	設備に被害が発生した場合の措置	1 携帯電話、衛星携帯電話の貸出しにより、最低限の通信確保を行う。 2 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4 契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。	社名の変更 記載の適正化
	通信途絶時、利用制限時の措置	トキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 1 通信途絶利用制限の内容と理由 2 通信の被害復旧に対しとられている措置 3 通信利用者に協力を要請する事項 4 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況		通信途絶時、利用制限時の措置	トキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 1 通信途絶利用制限の内容と理由 2 通信の被害復旧に対しとられている措置 3 通信利用者に協力を要請する事項 4 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況	社名の変更 記載の適正化
	復旧対策	1 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2 移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5 設備の監視強化及び巡回点検を実施する。		復旧対策	1 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2 移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5 設備の監視強化及び巡回点検を実施する。	社名の変更 記載の適正化
KDDI(株)	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。	KDDI(株)	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。	社名の変更 記載の適正化
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。		応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。	社名の変更 記載の適正化
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。		応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。	社名の変更 記載の適正化
ソフトバンク株	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。	ソフトバンク株	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。	社名の変更 記載の適正化
	応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン(通信障害)を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。		応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン(通信障害)を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。	社名の変更 記載の適正化

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

		旧	新		備考
楽天モバイル（株）	応急復旧	<p>1 基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。</p> <p>2 被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。</p> <p>3 災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。</p> <p>4 借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。</p>	応急復旧	<p>1 基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。</p> <p>2 被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。</p> <p>3 災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。</p> <p>4 借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。</p>	
	防災組織	別途定める緊急事態区分により対策本部を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。	防災組織	別途定める緊急事態区分により対策本部を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。	
	応急措置	災害等に際し、臨機にそ通確保の措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。	応急措置	災害等に際し、臨機にそ通確保の措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。	
	応急復旧	災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当を行なう。	応急復旧	災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当を行なう。	
4 (略)			4 (略)		
<h3>第3節 災害復旧</h3> <p>1 復旧事業 ..... 【上下水道局、ガス局、各ライフライン施設の管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン施設管理者は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び関係業者との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。</li> <li>復旧に当たっては、可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示する。</li> </ul> <p>2 再発防止 ..... 【上下水道局、ガス局、各ライフライン施設の管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。</li> <li>施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。</li> </ul>			<p>1 復旧事業 ..... 【上下水道局、ガス局*、各ライフライン施設の管理者】</p> <p>*「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン施設管理者は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び関係業者との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。</li> <li>復旧に当たっては、可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示する。</li> </ul> <p>2 再発防止 ..... 【上下水道局、ガス局*、各ライフライン施設の管理者】</p> <p>*「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。</li> <li>施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。</li> </ul>		
<p>ガス局に関する記載を追加</p> <p>ガス局に関する記載を追加</p>					

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第12章</b></p> <p style="text-align: center;">   <b>渴水災害対策計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第12章</b></p> <p style="text-align: center;">   <b>渴水災害対策計画</b></p>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第1節 災害予防</b></p> <p>本市においては、過去、昭和48年と平成6年に大きな渇水が発生し、水道の断水等により市民生活や社会活動に大きな影響を受けた。また、近年では平成17年の少雨により水不足が発生しており、水資源の大切さを再認識させられたところである。このため、いつ渇水に見舞われても対処できる対策を講じておく必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急・復旧体制の整備【防災危機管理課、各支所、上下水道局】</p> <p>(1) 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>ア 雨量・貯水量等の伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渇水に対する事前取り組みとして、<u>平常時</u>から県及び関係機関との連絡調整体制を整備し、降雨の状況、河川の流況、ダムの貯水状況、用水の取水状況等の情報収集・伝達体制を整備する。</li> <li>主要ダムの貯水状況や今後の雨量予測データ等を基に渇水の状況の予測を行い、その結果等を踏まえ、渇水対策本部の設置時期や対策方法等について、関係者間で検討を行う。</li> </ul> <p>イ (略)</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>ア 防災組織の整備</p> <p>渇水時における渇水対策連絡会議及び渇水対策本部の設置要綱を整備するとともに、関係部局等において、職員の非常参集体制をあらかじめ定めておく。なお、本市において渇水対策本部等を設置する場合の設置基準、所掌事項及び組織等の概要は次のとおり。</p>	<p><b>第1節 災害予防</b></p> <p>本市においては、過去、昭和48年と平成6年に大きな渇水が発生し、水道の断水等により市民生活や社会活動に大きな影響を受けた。また、近年では平成17年の少雨により水不足が発生しており、水資源の大切さを再認識させられたところである。このため、いつ渇水に見舞われても対処できる対策を講じておく必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急・復旧体制の整備【防災危機管理課、各支所、上下水道局】</p> <p>(1) 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>ア 雨量・貯水量等の伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渇水に対する事前取り組みとして、<u>平時</u>から県及び関係機関との連絡調整体制を整備し、降雨の状況、河川の流況、ダムの貯水状況、用水の取水状況等の情報収集・伝達体制を整備する。</li> <li>主要ダムの貯水状況や今後の雨量予測データ等を基に渇水の状況の予測を行い、その結果等を踏まえ、渇水対策本部の設置時期や対策方法等について、関係者間で検討を行う。</li> </ul> <p>イ (略)</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>ア 防災組織の整備</p> <p>渇水時における渇水対策連絡会議及び渇水対策本部の設置要綱を整備するとともに、関係部局等において、職員の非常参集体制をあらかじめ定めておく。なお、本市において渇水対策本部等を設置する場合の設置基準、所掌事項及び組織等の概要は次のとおり。</p>	防災基本計画の修正を反映

体制	設置基準	所掌事項	招集・解散
連絡会議	今後の雨量が見込めず、渇水対策が必要と上下水道局長が認めた場合。	1 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関する事。 2 全市的な対策の検討と実施に関する事。 3 報道対応に関する事。	防災部長が行う。
渇水対策本部	第1次給水制限若しくはそれに準ずる対応が必要と上下水道局長が認めた場合。	1 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関する事。 2 給配水資機材等の確保及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 職員の動員体制に関する事。 4 給配水計画に関する事。 5 報道対応に関する事。	本部長(市長)が行う。

→ [資料編] [資料3-7]松江市渇水対策本部等設置要綱

体制	設置基準	所掌事項	招集・解散
連絡会議	今後の雨量が見込めず、渇水対策が必要と上下水道局長が認めた場合。	1 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関する事。 2 全市的な対策の検討と実施に関する事。 3 報道対応に関する事。	防災部長が行う。
渇水対策本部	第1次給水制限若しくはそれに準ずる対応が必要と上下水道局長が認めた場合。	1 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関する事。 2 給配水資機材等の確保及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 職員の動員体制に関する事。 4 給配水計画に関する事。 5 報道対応に関する事。	本部長(市長)が行う。

→ [資料編] [資料3-7]松江市渇水対策本部等設置要綱

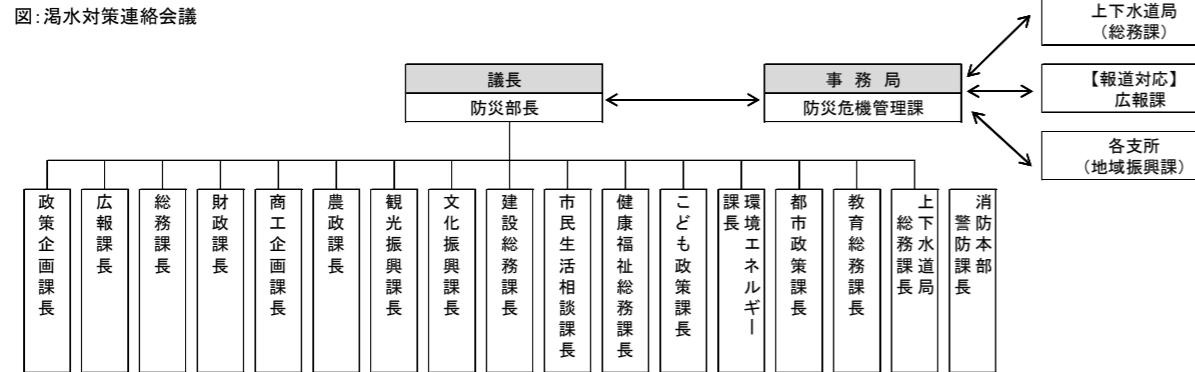
## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧

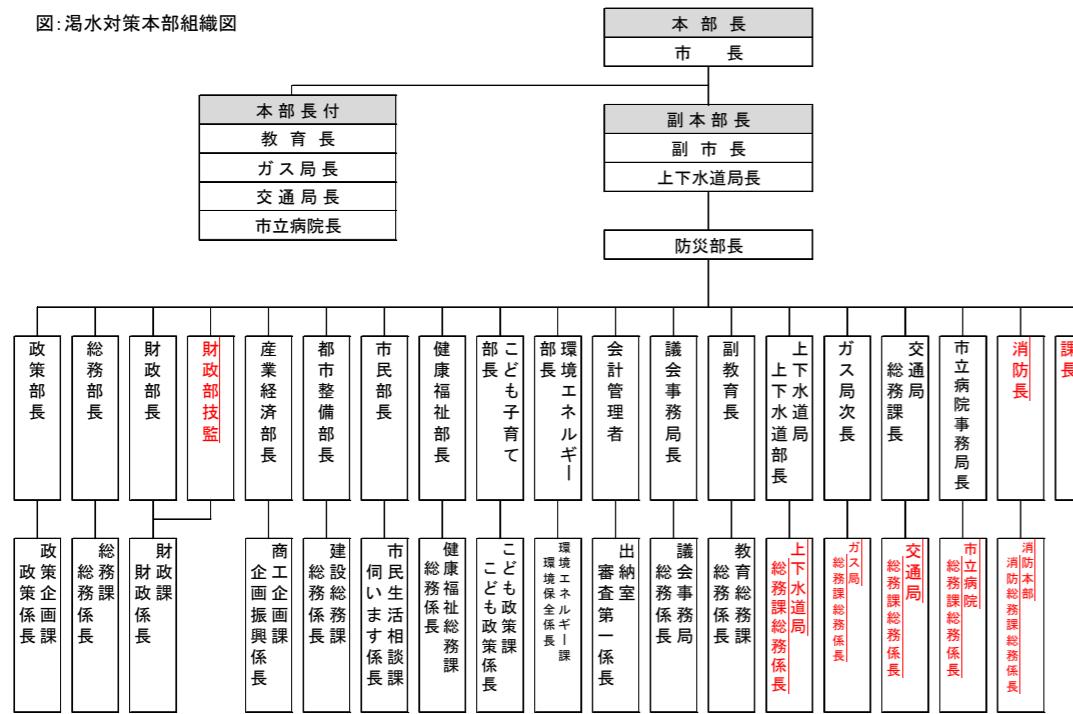
新

備考

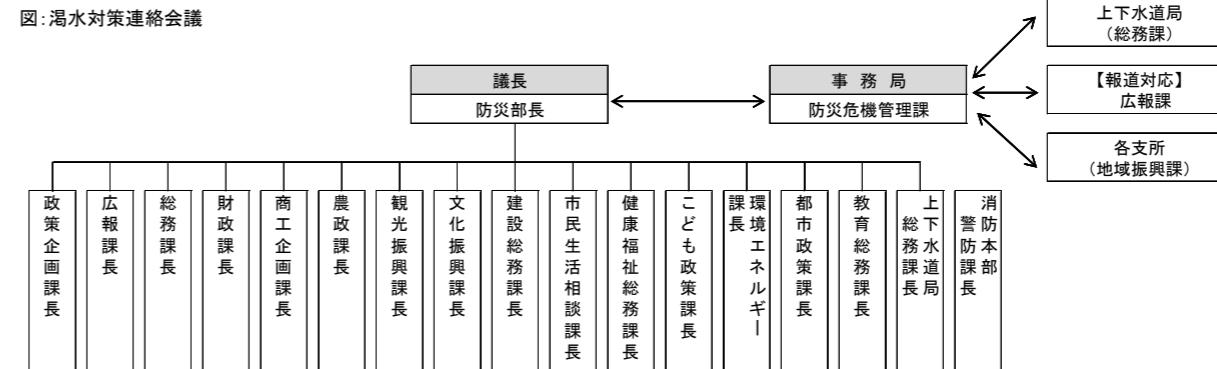
図：渇水対策連絡会議・渇水対策本部組織図



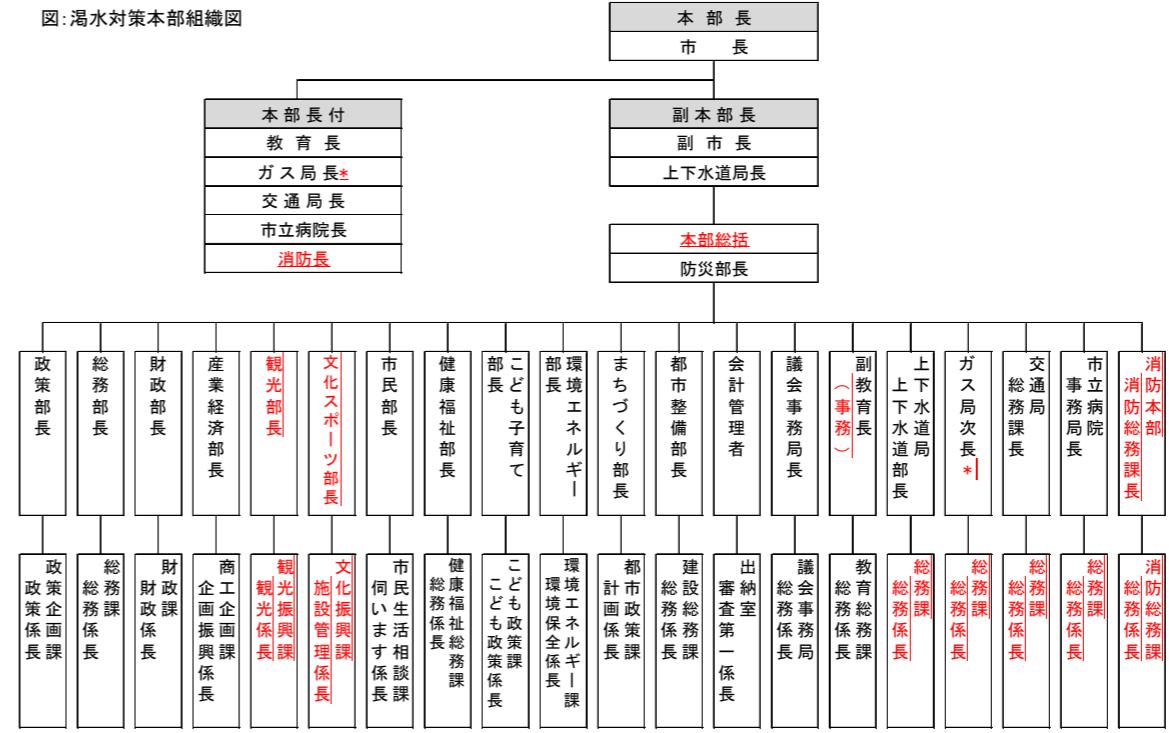
図：渇水対策本部組織図



図：渇水対策連絡会議・渇水対策本部組織図



図：渇水対策本部組織図



組織再編による修正

ガス局に関する記載を追加

\*「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除。

渇水対策本部組織及び事務分掌

部名	班名	班の所属課	事務分掌	備考
事務局	総務・調整班	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議の運営</li> <li>本部長の指示命令の伝達</li> </ul>	
	情報班	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集・資料作成</li> <li>気象情報の収集・伝達</li> </ul>	
	人事班	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員及び配置計画</li> <li>職員の給食</li> <li>職員の健康管理</li> </ul>	

渇水対策本部組織及び事務分掌

部名	班名	班の所属課	事務分掌	備考
事務局	総務・調整班	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議の運営</li> <li>本部長の指示命令の伝達</li> </ul>	
	情報班	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集・資料作成</li> <li>気象情報の収集・伝達</li> </ul>	
	人事班	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>動員及び配置計画</li> <li>職員の給食</li> <li>職員の健康管理</li> </ul>	

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧				新				備考		
	渉外班	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体への応援依頼</li> <li>自衛隊への応援依頼</li> <li>国、県等との調整</li> </ul>			渉外班	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体への応援依頼</li> <li>自衛隊への応援依頼</li> <li>国、県等との調整</li> </ul>		
	支所班	支所各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所管内施設の渴水対策</li> </ul>			支所班	支所各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所管内施設の渴水対策</li> </ul>		
	秘書広報班	秘書課 広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関対応</li> <li>災害記録写真の作成</li> <li>本部長、副本部長の秘書業務</li> </ul>			秘書広報班	秘書課 広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関対応</li> <li>災害記録写真の作成</li> <li>本部長、副本部長の秘書業務</li> </ul>		
水道部	水道班	上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>給配水計画の策定</li> <li>他団体からの飲料水確保対策</li> <li>給水車両の確保</li> <li>水運搬車両の確保</li> </ul>			水道部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>給配水計画の策定</li> <li>他団体からの飲料水確保対策</li> <li>給水車両の確保</li> <li>水運搬車両の確保</li> </ul>		
財政部	管財班	資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>水運搬車両の確保</li> <li>車両管理及び給油</li> </ul>			財政部	管財班	<ul style="list-style-type: none"> <li>水運搬車両の確保</li> <li>車両管理及び給油</li> </ul>		
市民部	市民班	市民生活相談課	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治会との連絡調整</li> <li>市民相談受付</li> <li>市民への広報・公聴活動</li> </ul>	生涯学習班と連携		市民部	市民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治会との連絡調整</li> <li>市民相談受付</li> <li>市民への広報・公聴活動</li> </ul>	生涯学習班と連携	
産業部	農林班	農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜等への給水対策</li> <li>農産物の干ばつ被害対策</li> </ul>			産業部	農林班	農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜等への給水対策</li> <li>農産物の干ばつ被害対策</li> </ul>	
	商工班	商工企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業の渴水対策</li> </ul>			産業部	商工班	商工企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業の渴水対策</li> </ul>	
健康福祉部	福祉班	健康福祉総務課 こども政策課 保育所幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者への給水対策</li> <li>入浴サービス等の対策</li> <li>ボランティアの受け入れ</li> <li>幼稚園・保育所（園）の運営対策</li> </ul>			健康福祉部	福祉班	健康福祉総務課 こども政策課 保育所幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者への給水対策</li> <li>入浴サービス等の対策</li> <li>ボランティアの受け入れ</li> <li>幼稚園・保育所（園）の運営対策</li> </ul>	
こども子育て部						健康福祉部				
環境エネルギー部	環境班	リサイクル都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿・ごみ対策</li> <li>仮設トイレ維持管理</li> </ul>			環境エネルギー部	環境班	リサイクル都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿・ごみ対策</li> <li>仮設トイレ維持管理</li> </ul>	
教育部	教育総務班	教育総務課 学校管理課 学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営対策</li> <li>学校給食対策</li> </ul>			教育部	教育総務班	教育総務課 学校管理課 学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営対策</li> <li>学校給食対策</li> </ul>	
						教育部				
	生涯学習班	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館活動、運営</li> </ul>	市民班と連携		生涯学習班	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館活動、運営</li> </ul>	市民班と連携	
消防本部	消防班	警防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災対応</li> <li>消防団員動員対策</li> </ul>			消防本部	消防班	警防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災対応</li> <li>消防団員動員対策</li> </ul>	
<p>&lt;組織の運営&gt;</p> <p>1 各部、班に責任者（部長、班長）を置き、事務局が部連絡会議及び班連絡会議を主催し調整事項について行う。</p> <p>2 各班の具体的な作業事項については、班長が主体となり関係各班と調整のうえ定める。</p> <p>3 各班の行動計画については、各部の部長が取りまとめ、渴水対策本部会議に報告する。</p>										
<p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>										
<p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>										
第2節 災害応急対策				第2節 災害応急対策						

## 松江市地域防災計画 各種災害対策編 新旧対照表

旧	新	備考
(略) <b>第3節 災害復旧</b>	(略) <b>第3節 災害復旧</b>	